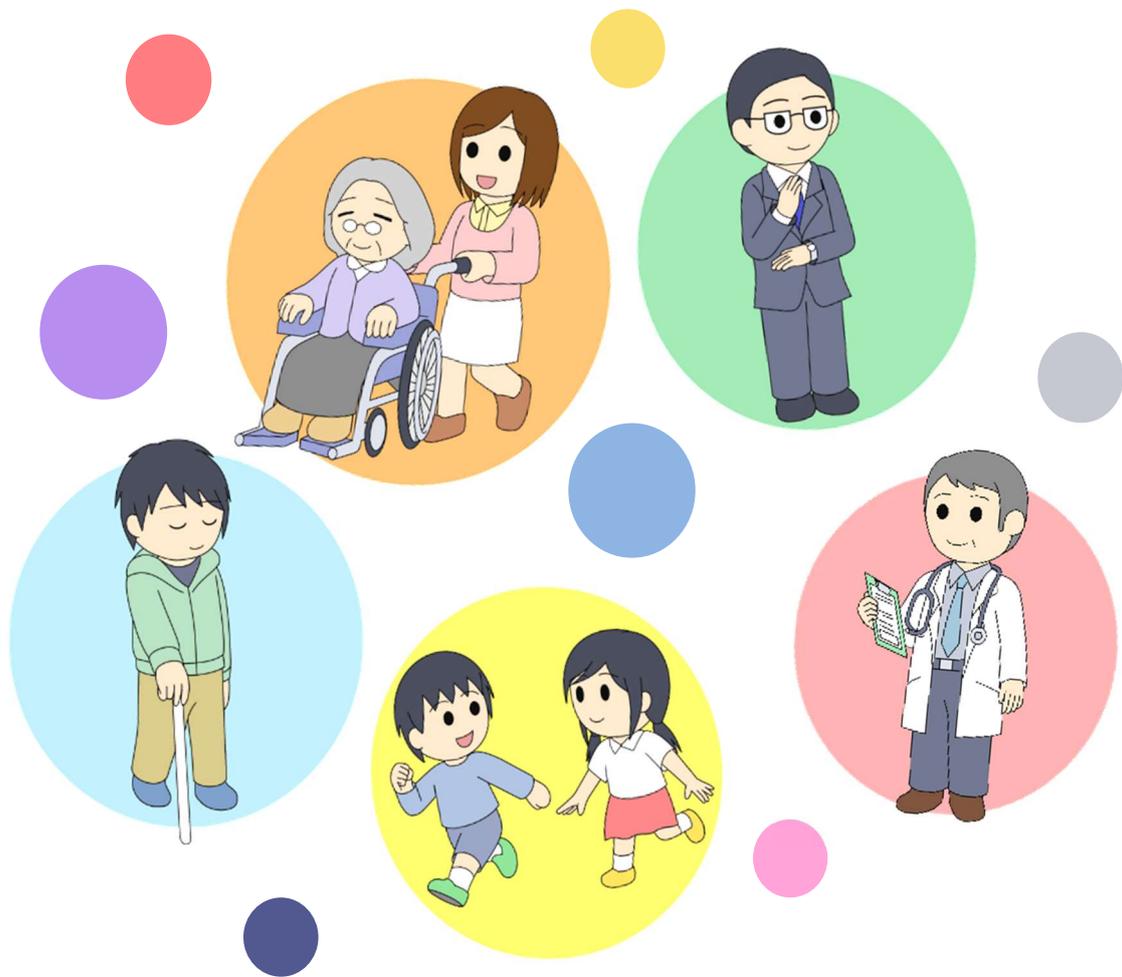


# 播磨町障害者(児)福祉のしおり

《2024年度版》



～ご利用にあたって～

このしおりは令和6年4月現在で作成したもので、播磨町にお住いの障害のある方や、その家族の方々が利用できるサービス等を取りあげ、その内容を紹介したものです。

記載内容は最小限にとどめておりますので、各々の制度の詳細につきましては、それぞれの窓口におたずねください。

また、各制度の金額、資格要件、対象範囲などはしばしば改正されます。掲載されている各種制度に改正が行われた場合は、広報はりまやホームページでお知らせしますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

# 目次

1. 各種相談窓口.....	7
(1) 総合相談窓口（基幹相談支援センター）.....	7
(2) 障害者虐待防止センター.....	7
(3) 兵庫県障害者差別解消相談センター.....	8
(4) 相談員相談.....	8
(5) 兵庫県立身体障害者更生相談所.....	8
(6) 発達障害に関する相談.....	8
①兵庫県立こども発達支援センター.....	8
②ひょうご発達障害者支援センター クローバー.....	9
③兵庫県中央こども家庭センター（18歳未満）.....	9
④兵庫県立知的障害者更生相談所（18歳以上）.....	9
(7) 就労に関する相談.....	9
①ハローワーク加古川（加古川公共職業安定所）.....	9
②加古川障害者就業・生活支援センター.....	10
③その他就労促進のための施策.....	10
(8) 加古川健康福祉事務所（加古川保健所）.....	10
①指定難病（小児慢性特定疾病を含む）.....	10
②こころのケア相談.....	11
③アルコール問題に関する相談窓口.....	11
(9) 常設相談.....	12
①身体・知的・精神.....	12
②聴覚障がい者向け.....	12
(10) 障害者のための弁護士・福祉専門職による無料法律相談.....	13
(11) 障害サービスの苦情相談.....	13
(12) 民生委員・児童委員.....	13
2. 障害者手帳について.....	14
(1) 身体障害者手帳.....	14
①手帳について.....	14
②申請に必要なもの.....	14
③交付までの流れ.....	14
(2) 療育手帳.....	15
①手帳について.....	15
②申請に必要なもの.....	15
③交付までの流れ.....	15
(3) 精神障害者保健福祉手帳.....	16
①手帳について.....	16
②申請に必要なもの.....	16

③交付までの流れ .....	16
<b>3. 医療 .....</b>	<b>17</b>
(1) 重度障害者（児）医療費助成、高齢障害者特別医療費助成.....	17
(2) 自立支援医療（更生医療、育成医療）【身体】 .....	17
①更生医療 .....	17
②育成医療 .....	17
(3) 自立支援医療（精神通院医療）【精神】 .....	18
(4) 特定疾病療養受療証.....	18
<b>4. 手当と年金 .....</b>	<b>19</b>
(1) 重度心身障害者（児）介護手当 .....	19
(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 .....	19
(3) 特別児童扶養手当（20歳未満） .....	20
(4) 児童扶養手当（父母が重度障がい者で児童を扶養） .....	20
(5) 心身障害者扶養共済制度 .....	20
(6) 障害年金等 .....	21
<b>5. 交通機関等の割引及び助成.....</b>	<b>22</b>
(1) JR・私鉄運賃【身体・知的】 .....	22
(2) バス料金【身体・知的】 .....	22
(3) 航空料金【身体・知的・精神】 .....	22
(4) タクシー運賃料金【身体・知的・精神】 .....	23
(5) 福祉タクシー助成券【身体・知的・精神】 .....	23
(6) 有料道路通行料金【身体・知的】 .....	23
<b>6. 自動車関連 .....</b>	<b>25</b>
(1) 駐車禁止除外指定車標章制度 .....	25
(2) 兵庫ゆずりあい駐車場利用証 .....	26
(3) 自動車運転免許取得費助成【身体】 .....	26
(4) 自動車改造費助成【身体】 .....	26
<b>7. 税金、各種料金の控除及び減免等.....</b>	<b>27</b>
(1) 所得税・住民税の控除.....	27
(2) 個人事業税・相続税・贈与税の減免、マル優・特別マル優.....	27
(3) 自動車税・軽自動車税の種別割・環境性能割の減免 .....	28
(4) NHK受信料（全額・半額）免除.....	29
(5) NTT無料番号案内（ふれあい案内） .....	29
(6) 携帯電話基本使用料金の割引 .....	29
(7) 郵送料 .....	30
(8) 青い鳥郵便葉書の無料配布.....	30
<b>8. 障害福祉サービス等の利用について .....</b>	<b>31</b>
(1) 対象者・申請の流れ等.....	31
(2) サービスの種類.....	32
フォーシティーズマップ	
(3) 障害福祉サービス事業所情報検索「4citiesmap」 .....	34

(4) 利用者負担月額.....	34
(5) 自己負担の減免制度.....	35
①高額障害福祉サービス等給付費.....	35
②グループホーム入居者の家賃助成.....	35
(6) 更生援護補助金.....	35
(7) 就職支度金.....	36
<b>9. 補装具、日常生活支援用具給付等.....</b>	<b>37</b>
(1) 補装具.....	37
(2) 日常生活用具給付.....	38
(3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付.....	39
(4) 軽・中度難聴児補聴器購入費助成.....	40
<b>10. 地域生活支援.....</b>	<b>41</b>
(1) コミュニケーション支援.....	41
①手話通訳者・要約筆記者派遣.....	41
②声の広報.....	41
③聴覚障害者用緊急通報FAX.....	41
④NET119・NET118ー緊急通報システム.....	41
(2) 療育事業.....	42
(3) 訪問型歩行訓練.....	42
(4) 生活サポート.....	43
(5) 重度心身障害者（児）移動入浴サービス.....	43
(6) 障害者（児）外出訓練、交流及びスポーツ振興等補助金.....	43
(7) かけはし（プロフィールファイル）.....	44
(8) 防災手帳.....	44
<b>11. 在宅サービス.....</b>	<b>45</b>
(1) 訪問理美容サービス.....	45
(2) 重度障害者医療器材購入助成.....	46
(3) 障害者総合支援法以外の家事援助サービス.....	46
(4) くらしサポート事業.....	46
(5) 移送サービス.....	46
(6) 若年者在宅ターミナルケア支援事業.....	47
(7) 電話リレーサービス.....	47
(8) 住宅改造助成.....	48
<b>12. その他.....</b>	<b>49</b>
(1) 郵便等による不在者投票、点字投票等.....	49
(2) 生活保護の障害者加算.....	49
(3) 県営住宅の優先入居.....	49
(4) 社会復帰のための施策、施設等.....	50
①精神科デイケア.....	50
②福祉ホーム.....	50

(5) 精神障害者社会適応訓練事業.....	50
(6) 精神障害者家族会 .....	51
(7) 成年後見制度 .....	51
(8) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） .....	52
(9) 障がい児・障がい者歯科診療.....	52
<b>13. 貸付.....</b>	<b>53</b>
(1) 兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金貸付事業 .....	53
(2) 生活福祉資金貸付制度.....	53
<b>14. 参考.....</b>	<b>54</b>
(1) 所在地一覧.....	54
(2) シンボルマークについて .....	55
(3) 身体障害者程度等級表.....	57
(4) 日常生活用具対象品目.....	59

※平成28年よりマイナンバー制度が始まりました。  
 手続の際に個人番号通知カードと身分証明書又は個人番号カード（顔写真あり）  
 が必要な場合があります。



区分	サービス内容 ○は該当、△は一部該当	身体障害						知的障害			精神障害			ページ
	等級	1	2	3	4	5	6	A	B 1	B 2	1	2	3	
医療	重度障害者（児）医療費助成	○	○	△				○	○		○			17
	高齢障害者特別医療費助成（75歳以上）	○	○	△				○	○		○			17
	自立支援（更生医療）	○	○	○	○	○	○							17
	自立支援（育成医療）	○	○	○	○	○	○							17
	自立支援（精神通院）										○	○	○	18
	特定疾病療養受療証	人工透析が必要な方											18	
手当と年金	重度心身障害者（児）介護手当	△	△					△						19
	特別障害者手当（20歳以上）	△	△					△						19
	障害児福祉手当（20歳未満）	△	△					△						19
	福祉手当（経過措置）	△	△					△						19
	特別児童扶養手当（20歳未満）	△	△	△	△			△	△	△				20
	児童扶養手当（父母が重度障がい者）													20
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	△	△	△	20
	障害年金等													21
運賃等の割引	JR・私鉄運賃割引	○	△	△	△	△	△	○	△	△				22
	バス料金割引	○	△	△	△	△	△	○	△	△				22
	航空料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22
	タクシー運賃割引（1割引き）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	23
	福祉タクシー助成券（700円/枚）	○	○					○			○			23
	有料道路通行料金割引（半額）	○	△	△	△	△	△	○						23
自動車	駐車禁止除外指定車標章	△	△	△	△			△			△			25
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証	○	○	△	△	△	△	○			○			26
	自動車運転免許取得助成	△	△	△	△	△	△							26
	自動車改造費助成	△	△	△	△	△	△							26
税金等の減免	所得税・住民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	個人事業税・相続税・贈与税・マル優・特別マル優	○	○	○	○	○	○	○	○	○				27
	自動車税、軽自動車税、自動車取得税	○	○	△	△	△	△	○	○		○			28
	NHK受信料（全額・半額）免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	29
	NTT無料番号案内	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	29
	携帯電話基本使用料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	29
	郵送料	△	△	△	△	△	△							29
	青い鳥郵便葉書の無料配布	○	○					○						30
自立支援	障害福祉サービスの利用	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	31
	地域生活支援事業の利用	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	31
	更生援護補助金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	35
	就職支度金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	36

区分	サービス内容 ○は該当、△は一部該当	身体障害						知的障害			精神障害			ページ
		等級						A	B 1	B 2	1	2	3	
補装具等	補装具費支給	△	△	△	△	△	△							37
	日常生活用具給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△				38
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付													39
	軽・中度難聴児補聴器購入費助成													40
地域生活支援	コミュニケーション支援	△	△	△	△	△	△							41
	療育事業													42
	訪問型歩行訓練	△	△	△	△	△	△							42
	生活サポート	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	43
	重度心身障害者（児）移動入浴サービス	△	△					△						43
	障害者（児）外出訓練、交流及びスポーツ振興等補助													43
	かけはし（プロフィールファイル）													44
	防災手帳													44
在宅支援	訪問理美容サービス	△	△					△						45
	重度障害者医療器材購入助成	△	△											46
	くらしサポート・移送サービス													46
	若年者在宅ターミナルケア支援事業													47
	電話リレーサービス	△	△	△	△	△	△	△	△	△				47
	住宅改造助成													48
その他	郵便等による不在者投票・点字投票	△	△	△										49
	生活保護の障害者加算	○	○	○							○	○		49
	県営住宅の優先入居	○	○	○	○			○	○		○	○		49
	精神科デイケア・福祉ホーム													50
	精神障害者社会適応訓練事業、精神障害者家族会													50
	成年後見制度													51
	日常生活自立支援事業													52
	障がい児・障がい者歯科診療													52
貸付	兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金の貸付	△	△											53
	生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△				53
	シンボルマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	55

※変更している場合もありますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

## 1. 各種相談窓口

### (1) 総合相談窓口（基幹相談支援センター）

どこへ相談したらいいかわからない悩みや困りごとを経験豊かな専門員が伺い、相談者や支援者と一緒に考えたり、解決の糸口となるような窓口へとつなげます。困りごとは一人で抱えずに、まずお電話ください。

〈相談場所：播磨町福祉会館〉

TEL (079) 430-6000

FAX (079) 430-6001

対応時間：火～土 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）



**総合相談連携先** \*総合相談窓口と連絡を取り合い協力し合う機関です  
播磨町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、  
障がい者なんでも相談、自立支援協議会、教育委員会、ふれあいルーム、  
ハローワーク加古川、加古川障害者就業・生活支援センター、  
播磨町消費生活センター、中央こども家庭センター、など



〒675-0143

加古郡播磨町宮北1丁目3番5号

TEL (079) 430-6500

FAX (079) 430-6001

### (2) 障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報の受付、届出の受理をします。

**窓口** 播磨町総合相談窓口 (079) 430-6000 もしくは 健康福祉課

### (3) 兵庫県障害者差別解消相談センター

障がいのある方やそのご家族等から、障害者差別について相談対応業務の経験豊かな相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

TEL (078) 362-3356

FAX (078) 362-3911

### (4) 相談員相談

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
氏名	住所	氏名	住所
里内 雄二	播磨町宮北	近野 悦子	播磨町北野添
		村田 啓子	播磨町北本荘

当事者やその家族で、町長の委嘱を受けた相談員が、各種相談に応じています。

知的障害者相談 毎月第2火曜日 午後1時から2時30分まで

身体障害者相談 随時 電話予約必要

〈相談場所：播磨町福社会館〉 TEL (079) 430-6000

### (5) 兵庫県立身体障害者更生相談所

身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定等、福祉事務所の援護と指導の基礎となる業務を行っています。（判定等の申請は福祉事務所が行います。）

具体的には補装具の交付又は修理判定、適合判定、更生医療判定などを行っています。

〈住所〉〒651-2181

神戸市西区曙町 1070

TEL (078) 927-2727 (代表)

FAX (078) 927-2745

### (6) 発達障害に関する相談

#### ①兵庫県立こども発達支援センター

発達障がい児の早期発見、支援体制を強化するため、診断・診療と療育を行っています。

- ・対象児童・・・主として発達障がい児（0歳～15歳まで）
- ・予約方法・・・播磨町こども窓口を通しての予約制となります。

〈住所〉〒674-0074

明石市魚住町清水 2744 番地

TEL (078) 949-0902

FAX (078) 943-3830

## ②ひょうご発達障害者支援センター クローバー

(社会福祉法人 あかりの家)

県の発達障害の専門機関として、発達支援、就労支援を含めたすべてのライフステージへの相談支援や助言を行います。相談は無料です。

※まずは町窓口へご相談いただき、聞き取り後、町が必要と判断した場合、相談依頼を行います。年齢に応じた相談先は以下の通りです。

小学校入学前まで：こども課 TEL (079) 435-0366

小学生～中学生まで：地域学校教育課 TEL (079) 435-0545

中学校卒業後から：播磨町総合相談窓口 TEL (079) 430-6000

〈住所〉〒671-0122

高砂市北浜町北脇 519 番地 (東播磨担当施設)

## ③兵庫県中央こども家庭センター (18歳未満)

知的障がい及び発達障がいをもつ児童 (18歳未満) をその個性に応じて、健やかに育てるため、あらゆる問題について相談に応じています。

具体的には療育手帳判定・手当等・教育、指導について・施設 (児童施設・重症心身障がい者 (児)) 入所判定などを行っています。

〈住所〉〒673-0021

明石市北王子町 13-5

TEL (078) 923-9966 (代表)

FAX (078) 924-0033

## ④兵庫県立知的障害者更生相談所 (18歳以上)

知的障がい及び発達障がいをもつ方 (18歳以上) のいろいろな問題について相談に応じます。特に医師・心理判定員・ケースワーカーが専門的に診断し、総合的な判定を行います。具体的には療育手帳判定・手当等・就労・施設入所の判定などを行っています。

〈住所〉〒651-0062

神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター 3階

TEL (078) 242-0737 (代表)

FAX (078) 242-0736

## (7) 就労に関する相談

### ①ハローワーク加古川 (加古川公共職業安定所)

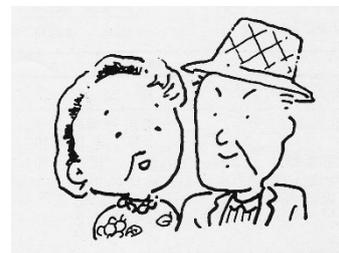
障がい者の就職について、相談・あっせん等を行っています。なお、手話協力員 (手話通訳者) が月 2 回、金曜日の午前中 (9:00~12:30) に設置されています。

〈住所〉〒675-0017

加古川市野口町良野 1742

TEL (079) 421-8609

FAX (079) 422-2613



## ②加古川障害者就業・生活支援センター

(社会福祉法人加古川はぐるま福祉会)

- ・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行っています。
- ・事業主に対して、障がい者の就職後の雇用管理に助言等を行っています。
- ・職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてのあっせん等を行っています。

〈住所〉

〒675-0002 加古川市山手1丁目11-10

TEL (079) 438-8728

FAX (079) 438-0368

## ③その他就労促進のための施策

制度	内容	窓口
職業の紹介	それぞれの障がい者にあつた職業を紹介	ハローワーク
公共職業訓練	心身障がい者の就職に先立ち、それぞれの能力に応じた職業訓練を実施	
職業適応訓練	心身障がい者が作業に適応できるよう知事が事業主に委託して訓練を実施	
就労相談・指導等	職業準備訓練の場や職場実習先を斡旋し、職業的自立のための訓練・助言等を行う	加古川障害者就業・生活支援センター
能力開発訓練	職業についての相談や指導訓練を実施	総合リハビリテーションセンター（能力開発課）
職業準備訓練	職業生活に必要な労働習慣などを身につける訓練を実施	兵庫障害者職業センター (078) 881-6776
職業訓練	心身障がい者に1年間の職業訓練を通じて技術習得を行う	兵庫県立障害者高等技術専門学院 (078) 927-3230

## (8) 加古川健康福祉事務所（加古川保健所）

### ①指定難病（小児慢性特定疾病を含む）

指定難病を対象とした医療費助成制度を利用するには、兵庫県からの支給認定を受ける必要があります。対象疾病は厚生労働省ホームページ等をご覧ください。医療費助成の有効期間の開始日は、必要書類を申請窓口が受理した日からとなり、入院日や初診日に遡ることはできませんので、お早めに申請して下さい。

## ②こころのケア相談

こころの悩みやこころの病気について、精神科医による定例相談や、保健師による電話相談、家庭訪問等、相談に応じています。

### 相談内容

- ・日常生活でのトラブル（夜眠れない、ひとり言を言う、部屋に閉じこもりなど様子がおかしい等）
- ・気分が落ち込んで仕事や学校に行けない
- ・家庭、職場の人間関係で困っている
- ・薬物、アルコールなどの問題で困っている
- ・病気ではないと言われるが、あれこれ体の不調がある など

### 精神科医師（専門医）による相談

日時：原則第2・4月曜日（月に1～2回実施）

（一部、祝日等や業務により変更がありますので、お問い合わせください。）

受付：13時～14時（事前予約制）

## ③アルコール問題に関する相談窓口

相談は無料で、家族や支援関係者等の相談も可能です。予約制となっておりますので、事前に電話連絡をお願いします。

### 酒害相談

日時：毎月原則第2月曜日 13:00～（予約制）

内容：精神科医師による相談（こころのケア相談と併設）  
断酒会会員、保健師による相談

### アルコール家族相談

日時：直接お問い合わせください。（予約制）

内容：アルコール専門の精神保健福祉士による相談



## ①②③とも

〈住所〉〒675-8566

加古川市加古川町寺家町天神木97-1

加古川健康福祉事務所 地域保健課（兵庫県加古川総合庁舎 3階）

TEL (079) 422-0003

※相談内容における秘密は厳守します。

## (9) 常設相談

障がいのある方々やご家族の多様な相談等に対応するため、常設の総合相談窓口「障害者ほっとライン」を開設しています。障害に応じた相談窓口（身体障害・聴覚障害・知的障害・精神障害）も設けています。電話やファックス、面談により相談に応じ、障がいのある方やそのご家族の安心できる暮らしを支援します。

### ①身体・知的・精神

区分	月	火	水	木	金	連絡先等
身体	○	○	○	○	○	兵庫県身体障害者福祉協会 受付時間 9:00~16:30 TEL (078) 230-9545 FAX (078) 230-9553
知的	○	○	○	○	○	兵庫県手をつなぐ育成会 受付時間 9:00~17:00 TEL (078) 242-4644 FAX (078) 242-4069
	※日程調整後の相談になります					
精神	○	○	○	○	○	兵庫県精神福祉家族会連合会 受付時間 10:00~15:00 TEL (078) 891-3886

### ②聴覚障がい者向け

区分	日時・詳細（要問合せ）	連絡先等
聞こえ・福祉機器の相談	完全予約制 10時~17時	兵庫県立聴覚障害者情報センター 神戸市灘区岸地通1-1-1 灘区民ホール2階 開館日時 9:00~18:00 (月・日・祝日・年末年始除く) TEL (078) 805-4175 FAX (078) 805-4192
こころの相談	基本的に毎週土曜日 10時~17時（一人1時間）	
ろうあ者相談	基本的に毎週木曜日・金曜日 10時~17時	
移動相談	各地域に出向いて相談（不定期） 詳細は情報センターHPで確認	
パソコン相談	原則、奇数月第3土曜日（予約要） 14時~17時（一人1時間）	



## (10) 障害者のための弁護士・福祉専門職による無料法律相談

障がい者差別や虐待、悪徳商法、財産管理等々。法律にかかわる問題について、困っていることはありませんか？

皆様のお悩みに、弁護士と福祉専門職（社会福祉士又は精神保健福祉士）が三者同時通話システムを使って、無料でご対応します。お気軽にお電話ください（毎週火曜日・木曜日、ただし木曜日は兵庫県弁護士会の自主事業として実施します）。障がい者ご本人だけでなく、家族や支援機関の職員、行政機関の職員、障がい者雇用の企業担当者等も利用することも可能になっていますので、積極的にご活用ください。

### 相談例

- ・差別や虐待、権利侵害等、障がい者の人権に関する相談
- ・財産管理や成年後見に関する相談
- ・悪徳商法や消費者被害に関する相談
- ・障害関連法規の解釈等



### 相談方法

以下の番号に電話又はファックス送信をしてください（おかけ間違いのないようご注意ください）。なお、ファックスにつきましては、回答文書作成等のために時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。また、法律的な観点からの助言を行うものであり、差別事案等の解決まで保証するものではありません。

TEL (078) 362-0074

FAX (078) 362-0084

詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください

## (11) 障害サービスの苦情相談

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、障害サービスに関する利用者等からの苦情を適正に解決するために、兵庫県障害サービス運営適正化委員会が兵庫県社会福祉協議会に設置されています。相談内容に応じて、相談者の意向を確認したうえで解決に向けた相談・助言を行います。

**窓** 兵庫県社会福祉協議会 兵庫県障害サービス運営適正化委員会

TEL (078) 242-6868 受付時間10:00~16:00

## (12) 民生委員・児童委員

各地域において関係機関の業務に協力し、心身障がい者（児）やその家族の相談に応じています。

担当地区がありますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

## 2. 障害者手帳について

### (1) 身体障害者手帳

#### ①手帳について

身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする人は、身体障害者手帳の交付を受けなければなりません。身体障害者手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があり、その等級、部位によって援護の内容が異なる場合があります。また、申請書は役場を経由して県へ提出します。申請から交付までおよそ1か月半かかります。(診断書の内容について確認が必要な場合は、さらに時間がかかります)

**対象者** 詳しくは P57 の身体障害者手程度等級表を参照してください。  
視覚障がい、聴覚・平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがある者

#### ②申請に必要なもの

申請内容 必要書類	新規申請	等級変更・再認定	再交付(破損・紛失等)	返還	氏名変更	町内の住所変更	町外からの転入	町外への転出
医師の診断書 ※1	○	○						転出先で手続き
顔写真 ※2	○	○	○					
マイナンバー	○	○	○	○	○	○	○	
身体障害者手帳		○	※3	○	○	○	○	

※1 診断書様式は健康福祉課窓口又は町ホームページに掲載しています。

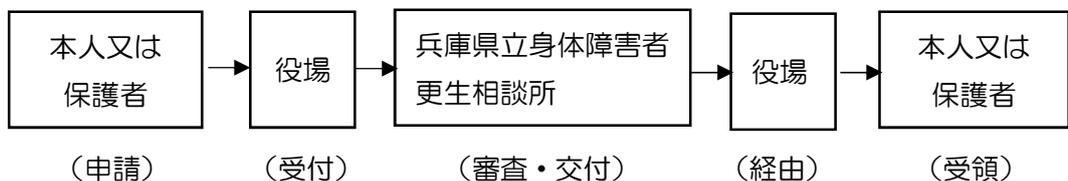
診断書を作成できるのは県の指定医師です。事前に確認してください。

※2 顔写真は縦4cm×横3cm(上半身原則無帽かつ6か月以内に撮影したもの)

※3 破損の場合のみ必要

**窓口** 健康福祉課

#### ③交付までの流れ



## (2) 療育手帳

### ①手帳について

知的障がい者（児）・発達障がい者（児）に対して指導相談、及び各種の援護措置を受けやすくするために県が療育手帳を発行します。申請書は役場を経由して県へ提出し、専門機関で判定を受け、障害の程度により、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の分類で交付されます。なお、18歳到達後に判定を受けるまでは、数年ごとに更新手続きが必要になります。申請から交付までおよそ4～5か月以上かかります。

### ②申請に必要なもの

申請内容 必要書類	新規申請	更新 ※1	再交付 (破損・紛失等)	返還	氏名変更	県内の住所変更	県外・神戸市・明石市からの転入	町外への転出
顔写真 ※2	○	※3	○				○	転出先で手続き
療育手帳		○	※4	○	○	○	○	

※1 18歳未満は児童相談所（中央こども家庭センター）にて判定を実施。  
18歳以上は知的障害者更生相談所にて判定を実施。

※2 顔写真は縦4cm×横3cm（上半身原則無帽かつ6か月以内に撮影したもの）

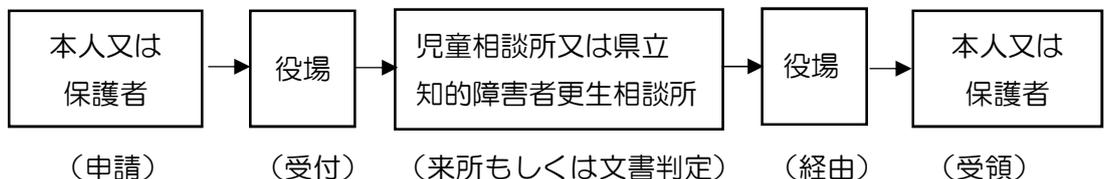
※3 12歳・18歳到達後初めての再判定の場合は顔写真が必要です。

※4 破損の場合のみ必要

- ・既に取得されている医学診断書等があれば、その写しを併せてご提出ください。また、判定後に診断書の取得を依頼する可能性があります。
- ・18歳以上の場合は、町の職員が生育歴等の聞き取りを行いますので、母子健康手帳・成績表など18歳までに知的障害があらわれたことがわかるものをお持ちください。
- ・申請書受付後、来所判定が必要な方には判定日の調整をします。

健康福祉課

### ③交付までの流れ



### (3) 精神障害者保健福祉手帳

#### ①手帳について

精神障害（初診日から6か月以上経過に限る）のため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方に対して、社会復帰の促進・自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されるものです。（1～3級に等級が分かります。）

申請は（1）医師の診断書、（2）精神障害を事由とした年金証書の写し及び振込通知書の2つの方法があります。有効期限は交付日から2年間です。

#### ②申請に必要なもの

申請内容 必要書類	新規申請	更新申請	再交付（破損・紛失等）	返還	氏名変更	県内の住所変更	県外・神戸市からの転入	町外への転出
医師の診断書 ※1								転出先で手続き
精神障害を事由とした年金証書及び振込通知書 ※2	○	○						
顔写真 ※3	○	※4	○				○	
マイナンバー	○	○	○	○	○	○	○	
精神障害者保健福祉手帳		○	※5	○	○	○	○	

※1 診断書様式は健康福祉課窓口もしくは町ホームページに掲載しています。申請日より前の3か月以内に作成したものが有効です。

※2 同意書の提出により、年金証書等の添付を省略することが可能です。年金証書又は振込通知書を紛失している場合は、再発行をしてください。問い合わせ先：加古川年金事務所（079）427-4740

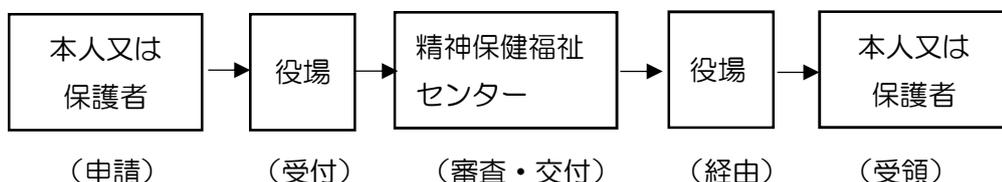
※3 顔写真は縦4cm×横3cm（上半身原則無帽かつ1年以内に撮影したもの）写真の貼り付けを希望しないことも可能ですが、受けられないサービスが生じる場合がありますのでご了承ください。

※4 更新申請が認定されたら、お持ちの手帳に更新後の有効期間を追記します。新しい手帳の発行を希望される場合は、顔写真を提出してください。

※5 手帳を紛失している場合は、再交付申請書の提出が必要です。

窓口 健康福祉課

#### ③交付までの流れ



### 3. 医療

#### (1) 重度障害者（児）医療費助成、高齢障害者特別医療費助成

通院	1 医療機関あたり、1 日 600 円(月 2 回まで)の自己負担を超える分について助成します。【所得を有しない方は、1 日 400 円(月 2 回まで)】
入院	定率 1 割（負担限度月額 2,400 円）を超える分について助成します。（長期入院は 4 か月目以降一部負担なし）【所得を有しない方は、月額 1,600 円】

対象者 身体障害者手帳 1・2 級、3 級（内部機能障がい者のみ）  
療育手帳 A・B 1  
精神障害者保健福祉手帳 1 級  
※所得制限があります。

必要書類 印鑑、健康保険証、障害者手帳、所得課税証明（1 月 2 日以後に転入した人や被保険者（扶養義務者）が町外に居住している場合に限り必要）

窓  保険課

#### (2) 自立支援医療（更生医療、育成医療）【身体】

##### ① 更生医療

18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が、身体の障害を軽減して日常生活を容易にするための医療を指定医療機関で行う場合、その自己負担分について助成します。

※手術後の申請は認められませんので、必ず事前にご相談ください。

対象医療	人工関節置換術、角膜移植術、ペースメーカー埋込み術、慢性じん臓機能障害に対する人工透析法など
必要書類	身体障害者手帳、印鑑、健康保険証、指定医療機関の意見書（所定様式があります）
窓 <input type="checkbox"/>	健康福祉課

##### ② 育成医療

18 歳未満の身体障がい児（手帳未交付を含む）が、その身体障害の状態を放置すると将来的に障害を残すと認められる場合に、必要な医療費の一部を助成します。

※手術後の申請は認められませんので、必ず事前にご相談ください。

対象医療	<input type="checkbox"/> 蓋裂形成術、人工透析療法、ペースメーカー埋込み術など
必要書類	身体障害者手帳、印鑑、健康保険証、指定医療機関の意見書（所定様式があります）
窓 <input type="checkbox"/>	健康福祉課

※①②ともに世帯の市町村民税額に応じた月額負担上限額が設定されます。

### (3) 自立支援医療（精神通院医療）【精神】

精神科医療を続ける必要がある方や、現在の病状が改善しても、その状態を維持・再発を予防するためになお通院医療を続ける必要がある人のために通院による精神医療にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。診察、薬代、訪問看護や精神科デイケアの利用について適用されます。

申請により受給者証が交付され、医療費の1割が自己負担となります。ただし、負担が大きくなりすぎないように、課税状況に応じた月額上限負担額が設定されています。

新規申請及び変更申請（医療機関等）について、申請された日から適用になりますが、県で認定されますので申請から受給者証発行まで3か月ほどかかります。

必要書類	①申請書、受給者証送付先・年金等受給状況申出書 ②診断書 ③健康保険証 ④マイナンバーのわかるもの ※①②の様式は健康福祉課窓口又は町ホームページに掲載しています。
有効期間	申請日から1年間（更新の場合は前回期限の翌日から1年間） ※継続を希望される場合は、毎年、更新手続きが必要です。 ※更新申請は、有効期間終了3か月前から手続きができます。
窓口	健康福祉課

※播磨町外へ転居される場合は、転出先の市町窓口で手続きをしてください。

※次のような場合も窓口で変更等の手続きが必要です。

受給者証原本を持って役場にお越しくください。

- ・医療機関を変更、追加したい
- ・氏名、住所、健康保険証等が変わった
- ・受給者証が破損、紛失した
- ・受給者が死亡した



### (4) 特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全・血友病・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の方に特定疾病療養受療証を交付します。自己負担限度額は、10,000円/月又は20,000円/月（所得等により決定されます。）となります。

対象者	医療保険加入者
必要書類	健康保険証、印鑑、医師の証明書
窓口	国民健康保険・後期高齢者医療保険…保険課 社会保険…各医療保険者

## 4. 手当と年金

### (1) 重度心身障害者（児）介護手当

受給資格者	受給額	支給月
6か月以上常時寝たきりの重度の障がい者を介護している方 ○施設に入所している場合を除く ○病院又は診療所などに3か月を超えて入院している場合を除く	10,000 円/月	5月 8月 11月 2月

※過去1年間において、介護保険サービス（一部サービスを除く）を利用していないことが条件です。詳しくはお問い合わせください。

※所得制限があります。

窓口 健康福祉課

### (2) 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

	受給資格者	受給額	支給月
特別障害者手当	常時介護を必要とする <u>20歳以上</u> の在宅の障がい者 ※	28,840 円 / 月	5月 8月 11月 2月
障害児福祉手当	常時介護を必要とする <u>20歳未満</u> の在宅の障がい者 ※	15,690 円 / 月	
経過的福祉手当	常時介護を必要とする20歳以上の障がい者で昭和61年3月31日福祉手当制度廃止に伴う経過措置適用の者 ※	15,690 円 / 月	

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者が対象です。所得制限があります。

※施設に入所している場合及び病院等に3か月を超えて入院している場合を除く

窓口 健康福祉課



### (3) 特別児童扶養手当（20歳未満）

受給資格者		受給額	支給月
精神又は身体に障がい を有する20歳未満の子 どもを養育している保護 者又は養育者	重度の知的障がい者又 は重度の身体障がい者	55,350 円/月	4月 8月
	中度の知的障がい者又 は中度の身体障がい者	36,860 円/月	11月

※所得制限があります。

こども課

### (4) 児童扶養手当（父母が重度障がい者で児童を扶養）

受給資格者	受給額		支給月	
	人数	金額		
離婚や死亡により父(母) がない児童又は 父(母)が重度の障がい者 で児童を養育している母 (父)など	1人目の 児童	全部支給	45,500 円/月	5月 7月 9月 11月 1月 3月
		一部支給	45,490 円～ 10,740 円/月	
	2人目の 児童	全部支給	10,750 円/月	
		一部支給	10,740 円～ 5,380 円/月	
	3人目の 児童	全部支給	6,450 円	
		一部支給	6,440 円～ 3,230 円	

※所得制限があります。

こども課

### (5) 心身障害者扶養共済制度

身体障がい者（児）（1～3級）及び知的障がい者（児）、精神障がい者（児）の保護者が、生存中毎月掛金を払いこむ任意加入方式の保険制度で、保護者が死亡、又は重度の障がい者となったとき、残された障がい者（児）に年金が支給される制度です。

加入資格	4月1日時点の年齢が満65歳未満の特別の疾病又は障がいを有しない保護者
掛金	加入者の年齢によって1口月額9,300円～23,300円に区分されます。※加入限度は2口まで
支給額	加入者が死亡又は重度障害になったときは、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）を心身障がい者が死亡するまで支給します。
必要書類	障害証明書、申込者（被保険者）告知書、加入者及び心身障がい者の住民票の写し、障害者手帳のコピー、印鑑（シャチハタ以外） ※場合によっては上記に加えて医師の診断書が必要です。

弔慰金	心身障がい者が加入者（保護者）より先に死亡したとき、加入期間に応じた金額が弔慰金として支給されます。（ただし、加入期間が1年以上経過していることが条件です。）
-----	---

《掛金の補助について》

1口目に限り掛金の半額を補助しています。下記期日までに申請をしてください。

- ・4～7月分・・・8月10日まで
- ・8～11月分・・・12月10日まで
- ・12～3月分・・・4月10日まで

**必要書類** 加入証書・領収書・振込先のわかるもの

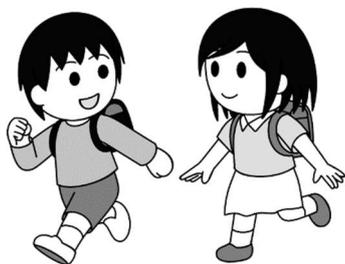
※なお、年度が過ぎたものについては補助できませんので、ご注意ください。

**窓口** 健康福祉課

## （6）障害年金等

	対象者	支給額	窓口
障害基礎年金 (国民年金)	国民年金に加入している期間中に生じた病気やケガによって障がい者になった場合に支給されます。（障害の程度に関する定め、給付要件あり）	1級： 1,020,000円/年 2級： 816,000円/年 ※子の加算あり	保険課
障害厚生年金	厚生年金に加入している期間中に生じた傷病により障がい者となったときに支給されます。（保険料納付要件あり）	加入期間などにより異なる	加古川年金事務所
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者について、国民年金制度の発達過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として給付金が支給されます。	1級相当： 55,350円/月 2級相当： 44,280円/月	保険課
無年金外国籍 障害者等福祉 給付金	外国籍障がい者等で、障害基礎年金等を受けることができない方で、一定の要件を満たす方を対象として、給付金が支給されます。	年齢等により異なる	保険課

（支給額は令和6年度時点）



## 5. 交通機関等の割引及び助成

### (1) JR・私鉄運賃【身体・知的】

割引対象者	第1種		第2種	
	障がい者本人 及び介護者	障がい者本人 (単独利用)	障がい者本人 (単独利用)	介護者
普通乗車券	○	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	×
回数乗車券	○	×	×	×
普通急行券	○	×	×	×
定期乗車券	○	×	×	○ <sup>※2</sup>
割引率	50%			

第1種、第2種の区分は障害者手帳に記載されています。

乗車券購入時に障害者手帳を発売窓口に提示してください。

※1…片道 100 kmを超える場合に限る

※2…12歳未満の「第2種」所持者であり、介護者同伴が条件。小児の定期乗車券は割引適用されません。

### (2) バス料金【身体・知的】

		第1種	第2種
割引対象者		障がい者本人及び 介護者(1人)	障がい者本人 ※単独利用時に限る
割引率	通常払	50%	50%
	定期券	30%	30%

※バス会社によっては割引率が異なる場合があります。

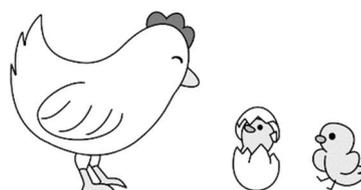
運賃支払いに障害者手帳を乗務員に提示してください。

### (3) 航空料金【身体・知的・精神】

		第1種	第2種
割引対象者		12歳以上の障がい者本人及び 介護者(1人)	
割引率		各航空会社によって設定する額	

発売窓口又は各航空会社及び代理店で障害者手帳を提示してください。

※平成30年10月4日より、精神障害者保健福祉手帳所持者も適用されるようになりました。



#### (4) タクシー運賃料金【身体・知的・精神】

全国でタクシー利用時に身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの場合、運賃が1割引になります。また、タクシー会社によっては精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も1割引となる場合があります。乗務員に各種障害者手帳を提示してください。

※この割引と、(5) 福祉タクシー助成券は併用可能です。

#### (5) 福祉タクシー助成券【身体・知的・精神】

	身体1、2級	療育A	精神1級
割引内容	1年間有効な1枚 700円分のチケットを年間最大52枚配布 ※期限までの残月数に応じて交付枚数が変わります。		
利用方法	利用運賃が700円を超えた場合に1枚利用することができ、以後利用運賃に700円が加算されるごとに1枚を追加して利用することができます。 (例)乗車運賃が2,300円の場合は利用券3枚(700円分×3枚=2,100円)と現金200円で支払います。利用券4枚を使って、おつりをもらう…といった使い方はできません。		

- 令和6年度から1枚500円から700円に増額になります。
- 令和3年度以降に申請を行い、利用券の交付を受けた方は翌年度以降の申請は不要で、毎年4月に自動交付します。有効期限切れの利用券はご自身で破棄してください。
- 播磨町と契約しているタクシー会社以外は利用できません。詳しくはタクシー券の最終ページ及び交付時に配布する案内文に掲載している一覧を確認してください。
- タクシー利用券は、表紙に記載されている障がい者本人が乗車する場合に限り有効です。障がい者乗車時以外に家族や友人が使用することはできません。不正使用が発覚した場合は、タクシー利用券が使用できなくなります。

窓□ 健康福祉課

#### (6) 有料道路通行料金【身体・知的】

障害者割引を受けるためには、手帳を管理している市区町村の窓口にて事前申請が必要です。播磨町に住民票がある方は、健康福祉課に必要書類を持ってお越しください。

区分	第1種身体手帳	第2種身体手帳	第1種療育手帳
本人が運転	○	○	
本人乗車のうえ、 介護者が運転	○	×	○
割引率	50%		

### 対象車両

- 原則として、申請時に利用する自動車の事前登録が無くても、一般レーンを通行する際に手帳を提示すれば本割引を利用できます。親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の台車等の車両が対象となります。（ただし、業務利用等自動車は対象外となります。）
- 申請時に登録することで、障がい者1人につき1台の車両まで、E T C無線通行（ノンストップ走行）が可能です。（営業に用いられていない「所有者が個人名義の車両」に限ります。）

### 有効期限

- 新規、変更…申請日から2回目の誕生日まで
- 更新…申請日から3回目の誕生日まで（更新申請は期限の2ヶ月前から可能）

### 必要書類

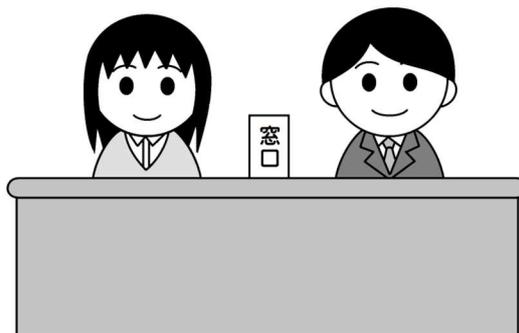
- 障害者手帳
  - 車検証
  - 運転免許証（第2種身体障がい者のみ）
- ≪ E T Cを利用する場合は以下も必要 ≫ ※
- E T Cカード（障がい者本人名義、18歳未満は保護者名義可）
  - E T C車載器セットアップ証明書等（車載器管理番号の分かるもの）

※ E T Cカード情報、E T C車載器管理番号に変更が生じない場合は、変更が生じてない旨の記載をしていただくことで、E T Cカード、E T C車載器セットアップ証明書等の提出は不要となります。

### 注意点

- 車両、E T Cカード、E T C車載器のいずれかを変更した場合は、速やかに健康福祉課にて手続きをしてください。必要書類は上記と同じです。
- 割賦購入（ローン）や長期リースにより自動車を利用している場合以外で、所有者又は使用者が法人名となっている車両や事業用の車両は障害者割引の対象外です。

窓口 健康福祉課



## 6. 自動車関連

### (1) 駐車禁止除外指定車標章制度

障がい者の方に対して、自動車を駐車する場合に、駐車禁止指定区域内においても、駐車を許可される標章を交付しています。(障がい者本人に対して交付されます)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
平衡機能障害			○			
聴覚障害		○	○			
上肢不自由	○	○ ※ <sup>1</sup>				
下肢不自由	○	○	○	○		
体幹不自由	○	○	○			
脳原性運動機能障害(上肢)	○ ※ <sup>2</sup>	○ ※ <sup>2</sup>				
脳原性運動機能障害(移動)	○	○	○	○		
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○		○	○		
小腸機能障害	○		○	○		
ぼうこう又は直腸機能障害	○		○			
免疫機能障害	○	○	○	○		
肝臓機能障害	○	○	○			
療育手帳	A判定					
精神障害者保健福祉手帳	1級					

※1…両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る

※2…一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

#### 窓口

兵庫県警察本部 TEL(078)341-7441

加古川警察署 TEL(079)427-0110

#### 必要書類

障害者手帳、委任状(本人が申請できない場合)



※申請は、警察本部又は最寄りの警察署で行うことができますが、交付までおおむね14日かかります。(障害程度により医師の「意見書」が必要な場合があります。)

※オンラインで申請手続きを行うことも可能です。詳しくは兵庫県警察ホームページをご覧ください(スキャナーやプリンターが必要となる場合があります。また、標章の受け取りは警察本部又は最寄りの警察署となります)。

※申請に必要なもの等、詳しくは兵庫県警交通規制課駐車管理係(078-341-7441 内線5177)へお問い合わせください。

## (2) 兵庫ゆずりあい駐車場利用証

障がいのある方等のための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等で、 <u>歩行が困難な方</u>
対象となる 駐車施設	公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画 なお、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

※県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関して、  
「駐車禁止除外指定車標章」を利用証として活用することができます。

※障がいを持つ方の利用証は有効期限が約5年となります。更新することで有効期限を延長できます。

窓□ 健康福祉課



## (3) 自動車運転免許取得費助成【身体】

身体障がい者が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成します。

対象者	<p>町内に1年以上住所を有しており、下記の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得した方</li> <li>・運転免許取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払いをした方</li> <li>・自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上及び行動範囲の拡大に効果があると認められる身体障害者で、交通機関の利用が非常に困難であると認められる方</li> <li>・過去において、この制度による助成を受けたことがない方</li> </ul>
助成額	運転免許取得に要した経費の3分の2以内 上限10万円

※原則として、免許取得後1ヶ月以内に申請してください。

窓□ 健康福祉課

## (4) 自動車改造費助成【身体】

身体障がい者が就労などに伴い、所有する自動車の改造を要する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。必ず改造前に申請してください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けた上肢、下肢又は体幹機能障害者</li> <li>・自らが所有し、運転する車の操行装置及び駆動装置の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方</li> </ul>
助成額	操行装置及び駆動装置の改造に係る経費 上限10万円

※所得制限があります。

窓□ 健康福祉課

## 7. 税金、各種料金の控除及び減免等

### (1) 所得税・住民税の控除

種類		条件	所得控除額	窓口
所得税	障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳2～3級の場合	27万円	加古川 税務署
	特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の場合	40万円	
	同居特別障害者扶養控除	上記特別障がい者を同居して扶養している人	75万円	
住民税	障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・、B2判定、精神障害者保健福祉手帳2～3級の場合	26万円	税務課
	特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の場合	30万円	
	同居特別障害者扶養控除	上記特別障がい者を同居して扶養している人	53万円	
	前年中の合計所得金額が125万円以下の障がい者		非課税	

### (2) 個人事業税・相続税・贈与税の減免、マル優・特別マル優

種類	条件	課税の有無	窓口
個人事業税	重度視覚障がい者（両眼の視力を喪失又は両眼の視力が0.06以下のもの）が行うあんま、はりなどの医業に類する事業	非課税	加古川 県税事務所
相続税	控除がある場合がありますので、右記までお問い合わせ		加古川 税務署
贈与税	ください。		

マル優	障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金を受給されているなど一定の条件を満たした方が、預貯金の元本350万円の利子が非課税になります。詳しくは、右記までお問い合わせください。	非課税	加古川 税務署
特別 マル優			

### (3) 自動車税・軽自動車税の種別割・環境性能割の減免

日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税・軽自動車税の種別割・環境性能割の減免をします。もっぱら障がい者の方のために継続的に利用されているものが対象となります。減免できる自動車は障がい者の方1人に対して1台となっています。

※種別割及び環境性能割とも減免できる額に限度があります。

区分		1級	2級	3級	4級	5	6	
身体 障害者 手帳	視覚障害	○	○	○	○	×	×	
	聴覚障害	—	○	○	○	—	×	
	平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	
	音声機能障害	—	—	○※	×	—	—	
	上肢機能障害	○	○	○	△	△	△	
	下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	
	体幹機能障害	○	○	○	—	○	—	
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障害	上肢機能	○	○	○	△	△	△
		移動機能	○	○	○	○	○	○
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸又は小腸の機能障害		○	—	○	○	—	—
肝臓・免疫機能障害		○	○	○	×	—	—	
療育手帳		A	B1（家族・介護者運転のみ可能）					
精神障害者保健福祉手帳		1級						

△…障がい者本人所有車で本人運転のみ可能

○…家族又は障がい者所有車で本人運転又は家族運転、障がい者所有車で常時介護者運転

※…喉頭摘出の場合

**減免申請の窓口** ※必要書類は各窓口にお問い合わせください。

普通自動車税種別割減免 …加古川県税事務所 TEL (079) 421-9271

軽自動車税種別割減免 …播磨町税務課 TEL (079) 435-0358

普通自動車環境性能割減免…姫路県税事務所 TEL (079) 233-8260

軽自動車税環境性能割減免…姫路県税事務所 TEL (079) 233-8260

#### (4) NHK受信料（全額・半額）免除

対象者	割引率	窓口
生活保護を受けている世帯	全額免除	健康福祉課
身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がい者と判定された方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税世帯		
視覚又は聴覚障がい者、重度の身体障がい者（1,2級）、重度の知的障がい者（A判定）、重度の精神障がい者（1級）が世帯主の場合	半額免除 ※契約者本人に限る	

詳しくは、NHK神戸放送局（078）252-5050（受信料減免担当窓口）にお問い合わせください。

#### (5) NTT無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な視覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とするサービスです。

対象者	利用金額	窓口
視覚障がい者（児）、肢体不自由1・2級（下肢障がい者（児）を除く）、聴覚がい2級～4級・6級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級～4級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	無料	NTT

詳しくは、フリーダイヤル（0120）104-174（平日午前9時～午後5時）にお問い合わせください。

#### (6) 携帯電話基本使用料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の基本使用料、通話料等が割引されます。割引率は契約会社によって異なりますので、携帯電話取り扱い店にお問い合わせください。

## (7) 郵送料

内容	割引額	備考
点字郵便物 特定録音物等郵便物	無料（3kgまで）	所定の方法により指定する施設間で利用するものに限る
点字ゆうパック 聴覚障害者用ゆうパック	縦・横・高さの合計60cm までのものは100円 ※以降の料金は郵便局へお問い合わせください	聴覚障害者用ゆうパックは、指定する施設間で利用するものに限る
心身障害者用ゆうメール	ゆうメールの基本運賃の半額	図書館との間で発受するものに限る
心身障害者団体が発行する第三種郵便物	①3回／月以上発行の新聞紙は50gまで8円 ②その他…50gまで15円 ※以降の料金は郵便局へお問い合わせください	日本郵便株式会社の承認が必要

詳しくは、加古川東郵便局（079）435-1050にお問い合わせください。

## (8) 青い鳥郵便葉書の無料配布

対象者	利用金額	窓口
重度の身体障がい者（1,2級）又は 重度の知的障がい者	配布葉書のうちいずれか1種類を20枚	郵便局

受付期間、配布期間は毎年異なります。

詳しくは、フリーダイヤル（0120）232-886にお問い合わせください。



## 8. 障害福祉サービス等の利用について

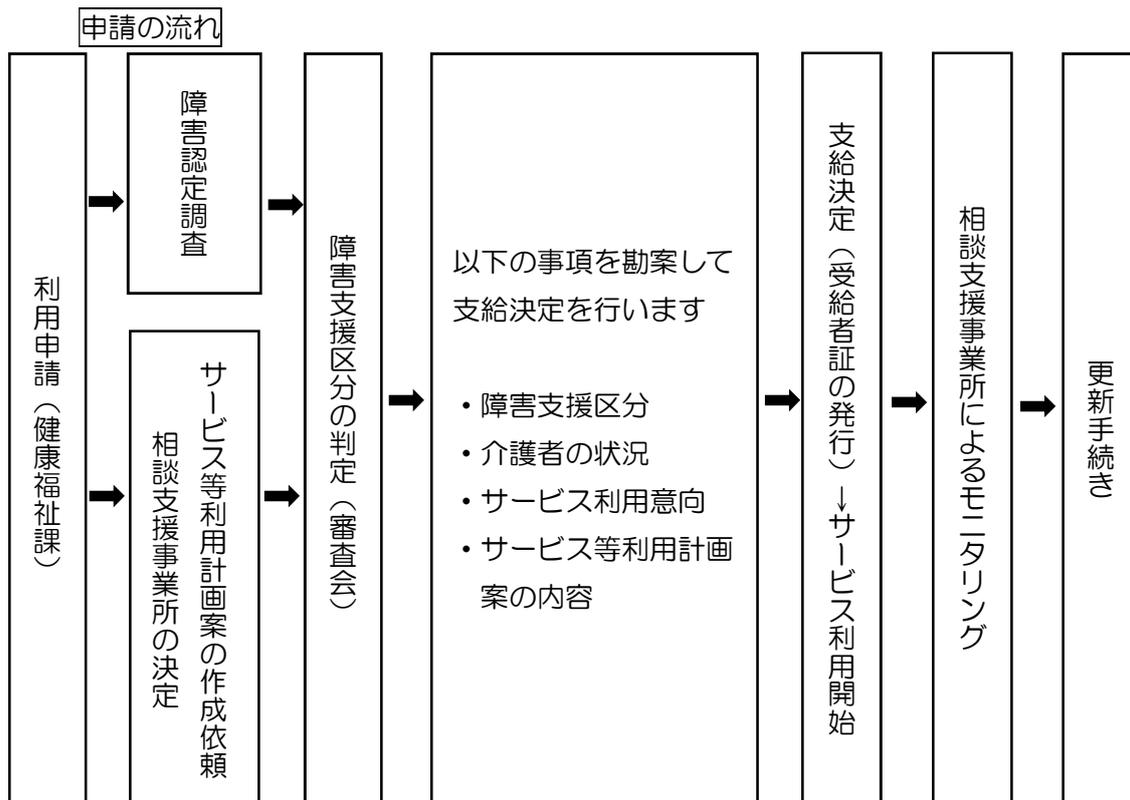
### (1) 対象者・申請の流れ等

#### 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び難病患者。

(知的障がい、精神障がいがあると判定されている方も含む)

ただし、介護保険でサービスを受けられる方は介護保険法による保険給付が優先となりますので、保険課で介護認定申請等の手続きをしてください。



※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示す区分のことです。障害支援区分は非該当・区分1から区分6まであり、認定された区分によって利用できるサービスや支給量が異なります。

**必要書類** 障害者手帳や難病受給者証等、マイナンバーがわかるもの

利用者は、支給決定を受けた後、事業所や施設と契約を行い、サービスを利用開始します。利用料（原則サービス料の1割）や食費等を事業所や施設に支払います。サービスを提供した事業所や施設は、かかった費用から利用者負担額を除いた額を利用者に代わって播磨町に請求し、支払いを受けます。（代理受領）

9割（公費）	1割（自己負担）
--------	----------

サービス利用にかかった費用

## (2) サービスの種類

	サービスの種類	内容
介護給付 (障害支援区分が必要)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、掃除、洗濯、買い物、入浴、排せつ、食事の支援等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人や、重度の知的障がいのある人、重度の精神障がいのある人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付 (障害支援区分が不要)	自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のための訓練などを行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型：雇用型、B型：非雇用型)
	就労定着支援	就労にともなう生活面の課題に対応できるよう、事

		業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。
計画相談支援給付	計画相談支援 障害児相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）も行います。
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
	日中一時支援	日中において介護する人がいないため、一時的に支援が必要な障がいのある人の日中の活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行い、自立の促進、生活の向上等を図ります。
	地域活動支援センター	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
	重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、自営業や企業等で働く重度障害者等に対して通勤や職場等における支援を行うものです。
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中(または利用予定)の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。

地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

※サービスの種類によって、対象者や障害支援区分等の利用条件や支給限度量があります。

### (3) 障害福祉サービス事業所情報検索「4citiesmap」 フォーシティーズマップ

東播磨エリア（播磨町・稲美町・加古川市・高砂市）内の障害福祉サービス事業所情報を検索することができます。

播磨町自立支援協議会トップページから、下記の画像をクリックしてください。



↑ 播磨町自立支援協議会トップページへ（QRコードを読み取ってください）

### (4) 利用者負担月額

自己負担はサービス費用の1割です。

ただし、所得区分に応じて、次の負担上限月額以上の負担はありません。

区分		負担上限月額
生活保護		0円
市町村民税 非課税世帯	障がい者（児童の場合は保護者）の収入が年収80万円以下【低所得1】	
	上記以外の方【低所得2】	
市町村民税課税世帯 【一般】	者 所得割16万円未満 ※1 ※2	9,300円
	児童 所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

※1…20歳未満の施設入所者も含む ※2…グループホーム利用者を除く

《世帯の範囲》

18歳以上の障がい者…障がい者とその配偶者

18歳未満の障がい児…保護者の属する住民基本台帳での世帯

※施設入所の18歳、19歳も含む

## (5) 自己負担の減免制度

### ①高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯で複数の方が障害福祉サービスを利用している場合や地域生活支援事業、介護保険サービスなどを利用している場合に負担額の合計額が、高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えないように軽減します。超えた分を「高額障害福祉サービス等給付費」として申請することにより、町から支給します。

### ②グループホーム入居者の家賃助成

グループホーム等に入居している方のうち、家賃月額が1万円を超えており、市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）に対し、家賃月額から1万円（補足給付費）を控除した額の2分の1で、月額1万5千円を上限として家賃の一部を助成します。助成を受けるには事前申請が必要です。

※家賃助成相当額には光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含みません。

例：家賃5万円  $(5万円 - 1万円) \div 2 = 2万円 \rightarrow 1万5千円$ （助成額）

## (6) 更生援護補助金

福祉施設等に通所している障がいを持つ方に交通費を補助します。

対象者	対象施設に通所している方で、通所に係る費用を負担している方
対象施設	児童発達支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センター
補助額	交通費全額（介助者分は半額）
必要書類	補助金交付申請書、在園証明書兼通所日数証明書

### 注意事項

- ・播磨町内の施設に通所される場合は、交通費の支給対象となりません。
- ・通所日数に応じて、定期券又は切符など最も安価な方法で算出した額を支給します。
- ・通所については、原則、公共交通機関をご利用ください。障害の状況等により、公共交通機関を利用することが著しく困難な場合に限り、自家用車での通所を認めています。  
※著しく困難な場合とは……
  - ①身体障害等で自力での通所が困難な方
  - ②知的障害等で自傷他害の恐れがある方
  - ③公共交通機関の利用によりパニック等を引き起こす可能性がある方等
- ・やむを得ず、自家用車をご利用される場合は、自宅から施設までの距離に応じて交通費を支給します（補助額等の詳細はお問い合わせください）。なお、距離が2km未満の場合及びバイク、原動機付自転車等を利用する場合は、交通費の支給対象となりません。
- ・「放課後等デイサービス」への通所は、交通費の支給対象となりません。

### 補助金申請時期

対象月	提出期限	振込日
4月～9月	10月末	11月25日
10月～3月	4月末	5月25日

※25日が土日祝日の場合は翌営業日の振込になります。

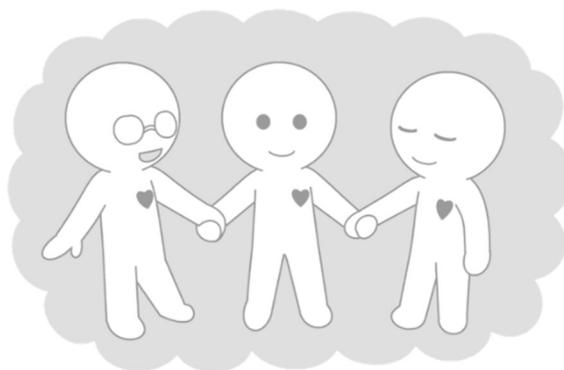
## (7) 就職支度金

就職又は自立しようとする障がい者に対し、就職支度金を支給します。対象者および支給額は下記のとおりです。

対象者	障害福祉サービス（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を利用し、就職又は自営のため、訓練を受けた施設を退所することになったもの
支給額	3万6千円（1回限り）

※施設を退所することとなった月の末日までに申請をしてください。期日を過ぎると支給できませんのでご注意ください。

健康福祉課



## 9. 補装具、日常生活支援用具給付等

### (1) 補装具

身体障害者手帳を持っている方又は難病患者に対し、身体の障害を補うために下記用具の購入、借受又は修理に必要な費用を支給します。(事前申請が必要です。)

※労働者災害補償や介護保険等の認定を受けている方など、他法により補装具の交付や貸与を受けることができる場合には補装具費の支給はできません。

例：治療用装具（医療保険を利用）、厚生年金や介護保険で給付等されるもの

視覚障害	視覚障がい者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
肢体障害	義手、義足、装具、車いす、歩行器、座位保持装置等
重度の両上肢障害及び 音声言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
難病患者	車椅子（電動車椅子を含む）、歩行器、意思伝達装置等

※申請にあたり、播磨町と契約している業者からの見積書の添付が必要です。

※用具によっては、医師意見書もしくは身体障害者更生相談所の判定が必要となります。必要書類は対象用具によって異なりますので、まずは健康福祉課へ相談してください。

#### 利用者負担上限額（月額）

原則1割負担ですが、世帯の課税状況により、負担上限額があります。（世帯の中で1人でも市町村民税所得割額が46万円以上の場合は全額自己負担になります。）

区分	負担上限月額	認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税所得割額が 46万円未満
一定以上	制度対象外（全額自己負担）	上記以外のもの

～世帯の範囲～

- ・障がい者…障がい者とその配偶者
- ・障がい児…障がい児が属する住民票上の世帯員

窓 健康福祉課



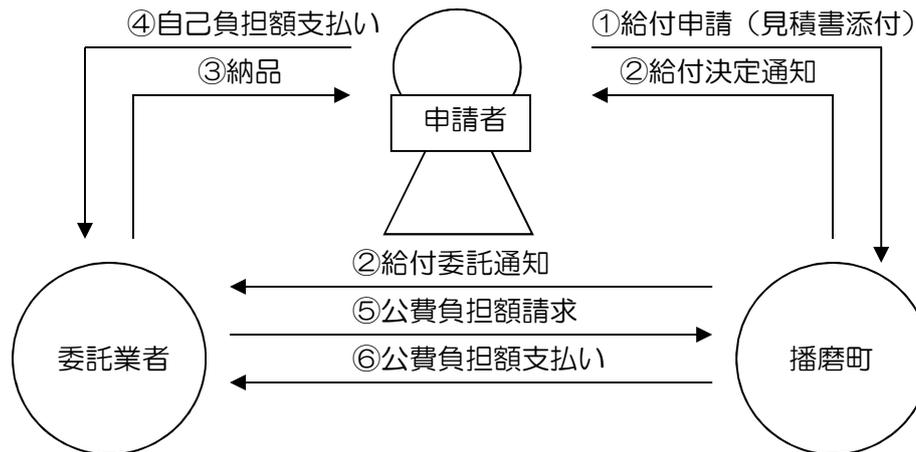
## (2) 日常生活用具給付

重度心身障がい者（児）の日常生活の不便を解消し、障がい者が自力で生活を営むことを容易にするため、用具を給付します。必ず用具の購入前に申請してください（購入後の助成はできません）。

※申請にあたり、播磨町と契約している業者からの見積書の添付が必要です。

※介護保険による給付の対象の方は日常生活用具としての支給対象外です。

### 手続きの流れ



### 必要書類

障害者手帳又は難病受給者証、見積書、印鑑（シャチハタ以外）、マイナンバー

※用具によっては、医師の意見書が必要になる場合があります。

区分	用具
視覚障害	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、音声体温計、音声体重計、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、点字ディスプレイ（聴覚障害との重複障がい者のみ）、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、音声ICタグレコーダー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計、点字図書
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置（ファックス）、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳対外部装置（スピーチプロセッサ）
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
肢体障害	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（18歳未満のみ）、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、動脈血中酸素飽和度測定器、情報・通信支援用具、居宅生活動作補助用具
内部障害	透析液加温器、吸入器、電気式たん吸引器、ストーマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等、収尿器

療育手帳 (A判定)	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報機、電磁調理器
難病患者	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器（洗浄機能付便器）、自動消火器、吸入器、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器、居宅生活動作補助用具
その他の障害や程度により給付される用具 火災警報機、自動消火器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器、紙おむつ等、居宅生活動作補助用具	

※下線部は介護保険対象用具です。

※用具ごとに基準額及び耐用年数が定められています。基準額を超えた分は自己負担になります。また、原則耐用年数が経過した場合において、再給付することができます。（ただし、当該用具が修理不能等により使用することができない場合においては耐用年数内での再給付をすることができます。）

※ストーマ装具及び紙おむつについては原則2か月単位での申請になります。（一度の申請で最大6か月分まで申請できます）

基準額及び耐用年数については、P59～P64を参照してください。

#### 負担上限月額

原則1割負担ですが、世帯の課税状況により、負担上限額があります。（点字図書を除く）※世帯の考え方は補装具（P37）と同様です。

区分	負担上限月額	認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税所得割額が46万円未満
一定以上	制度対象外（全額自己負担）	上記以外のもの

窓 健康福祉課

### (3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に用具を給付します。必ず用具の購入前に申請してください（購入後の助成はできません）。

対象者	次の要件をすべて満たす方 ①町内に住所を有し、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている方（医療受給者証をお持ちの方） ②児童福祉法（小児慢性特定疾病に係る施策を除く）及び障害者総合支援法による施策の対象にならない方 ③在宅療養が可能な方で、日常生活用具が必要であると医師の診断を受けた方
-----	--

対象用具	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系・尿路系）、人工鼻
必要書類	診断書（所定様式）、小児慢性特定疾患医療受給者証、見積書、カタログ、印鑑（シャチハタ以外）
窓口	健康福祉課

健康福祉課

#### （４）軽・中度難聴児補聴器購入費助成

軽・中度難聴児の方のために補聴器を購入されたとき、購入費の一部を助成します。必ず購入前に申請してください。（購入後の助成はできません）

対象者 ※所得制限があります。

次の要件をすべて満たす児童

- ①保護者等が町内に住所を有する方
- ②18歳未満の方（18歳に達した日以降の3月31日までを含みます。）
- ③両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象にならない方
- ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判定された方

項目	名称	助成額	助成内容	耐用年数	
補聴器購入費	ポケット型	4万円	①補聴器本体（電池含む）	5年	
	耳かけ型		②耳あて（イヤモールド：必要とする場合）		
	耳穴型（レディメイド）				
	骨導式ポケット型	10万円	①補聴器本体（電池含む）		
	骨導式眼鏡型		②骨導レシーバー		
	耳穴型（オーダーメイド）		③ヘッドバンド		
	補聴システム（一式）		①補聴器本体（電池含む）		
		②平面レンズ			
		①補聴器本体（電池含む）			
		①送電機(充電電池含む)			
		②受信機			

耳あて等交換費 耐用年数3か月以上

耳あて（イヤモールド） …6千円

耳穴型シェル(オーダーメイド)…1万8千円

健康福祉課



## 10. 地域生活支援

### (1) コミュニケーション支援

#### ①手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚などに障がいのある方に手話通訳者・要約筆記者を派遣する制度です。

##### 対象者

18歳以上の方で、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚などに障がいのある方

##### 派遣することができる用務

- ・各種申請・届出又は相談などのため、官公庁などの公的機関に行くとき。
- ・学校及び医療機関での用務など、社会生活上必要不可欠な用務に行くとき。
- ・社会生活におけるコミュニケーションを図ることが必要と認められるとき。

窓 播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712

#### ②声の広報

視覚障がい者の方に「広報はりま」の内容を録音したCDを郵送します。

必要な方は、お問い合わせください。

窓 播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712

#### ③聴覚障害者用緊急通報FAX

聴覚障がい者、音声言語障がい者の方が、火災の通報や救急車が必要な時に、FAXにより通報することができます。事前に登録が必要です。

窓 健康福祉課

#### ④NET119・NET118ー緊急通報システム

聴覚や発話に障がいのある方のためにシステムです。携帯電話やスマートフォンを使い、素早く通報することができます。

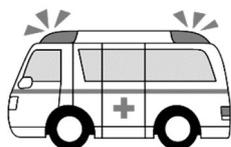
NET119…救急・火事の緊急通報用

※事前申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

NET118…海上における事件・事故の緊急通報用（令和元年11月～）

※事前登録が必要です。[entry@net118.jp](mailto:entry@net118.jp) に空メールを送信して、メールが返信されたら案内される手順に従い登録をしてください。

窓 健康福祉課



## (2) 療育事業

身体やことばの発達が気になる18歳未満のお子さん（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間）とその保護者の方に対して、専門スタッフによる相談と、必要に応じて評価・療育を行います。

理学療法	運動面や生活面の発達状況を評価し、座る・立つ・歩くといった基本動作を練習します。正しい姿勢の保ち方や、身体の動きにともなって筋肉をより自然に使うことを学び、日常生活動作の獲得へとつないでいきます。また、車椅子や装具など、福祉用具の助言も行います。
作業療法	遊びを中心とした作業動作を利用して、身体の使い方や手の使い方などを練習します。また、生活動作（食事、トイレ、着替えなど）の評価を行い、お箸の使い方など動作の練習と環境整備を行います。
言語療法	ことばやきこえなどのコミュニケーションの発達を評価し、助言を行います。また、噛む・食るといった口腔の運動機能に対する評価を行い、助言を行います。
心理療法	日常生活全般にかかる相談をお受けします。また、子どもとの関わり方などについて、お子さんの個性に合わせた支援の方法と一緒に相談していきます。

※訓練や相談を希望される方は、事前に予約が必要です。詳しくはこども課までお問い合わせください。TEL (079) 435-0366

## (3) 訪問型歩行訓練

中途失明者等視覚障がいの方に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を行います。

健康福祉課



対象	町内に在住する視覚障がいの方で、近隣生活圏での日常生活を送るうえで歩行訓練が必要な方
実施方法	歩行訓練士が自宅や勤務先等に出向いて行います。（上限計30時間）
費用	1時間あたり 250円 （市町村民税について、非課税の世帯は全額免除、均等割のみが課税の世帯は半額免除） ※交通機関等を利用した訓練や訓練中の移動に要する費用は実費

## (4) 生活サポート

障害者総合支援法によるサービスを受けることができない（障害支援区分認定申請中の場合を含む）が、支援がなければご本人の生活に支障をきたすおそれのある障がい者にヘルパーを派遣します。

※手続き及び負担額については、障害福祉サービス等（P31～P34）と同じです。

※難病患者等の方も利用できます。

窓 健康福祉課

## (5) 重度心身障害者（児）移動入浴サービス

自力又は家族の協力があっても自宅で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）のいる家庭に定期的に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

※年度ごとに事前申請が必要です。

### 対象者

肢体不自由の身体障害者手帳1、2級をお持ちの方で、医師が入浴可能と認めた方

### 費用負担

利用料12,600円/回の1割 P34と同様に利用者負担月額が認定されます。

※1ヶ月に8回までが助成対象。助成対象回数以降の利用については直接下記委託先に申し込んでください。（全額自己負担）

### 委託施設

施設名	施設所在地	電話番号
社会福祉法人 鶴林園	加古川市志方町細工所 1078-1	(079) 452- 0524
アースサポート 加古川	加古川市加古川町栗津 253-9	(079) 427- 2900
アサヒサンクリーン 在宅介護センターはりま	加古川市平岡町北在家 2648 ロイヤルコーポ加古川 103号室	(079) 490- 3751

窓 健康福祉課

## (6) 障害者（児）外出訓練、交流及びスポーツ振興等補助金

在宅の心身障がい者（児）及びボランティア団体等が外出訓練、交流及び障害者スポーツ振興等を目的とする事業を行う費用の一部を補助し、地域での自立と社会参加を促進します。※事前の申請が必要です。必要書類については健康福祉課までお問い合わせください。

対象	町内に住所を有する在宅の障がい者が10人以上参加する行事等
補助対象	外出…バス代の半額（上限10万円） スポーツ・交流等…指導員等への報酬、消耗品（上限5万円）

窓 健康福祉課

## (7) かけはし（プロフィールファイル）

障がいや特性があり継続した支援を必要とする方について、保護者と学校・支援機関等との連携の手段として活用するためのものです。「関係機関や担任の先生が変わるたびに何度も同じ説明をしなければならない」という負担の軽減にもつながります。得意なことや苦手なこと、生育歴、アレルギー情報、受給中の手当やサービス情報等を記入します。出生から成人まで記入する項目がありますので、状態や状況の変化があったときには、そのつど書き加えていきましょう。

様式は自立支援協議会ホームページからダウンロードできます。もしくは健康福祉課窓口や播磨町教育委員会でも配布しています。



## (8) 防災手帳

播磨町地域自立支援協議会によって、「障害がある人のための防災手帳」を作成しました。自立支援協議会ホームページからダウンロードすることができます。

毎日の生活の中で防災意識を高めておくためにも、中身を記入していただき、普段のカバンや非常持ち出し袋に入れてご活用ください。

防災手帳の内容や記入についての講習会や、防災手帳も活用した防災訓練・イベントも開催していく予定ですので、播磨町地域自立支援協議会ホームページから詳細をご確認ください。

### 「かけはし」・「防災手帳」のダウンロードについて

播磨町自立支援協議会ホームページ（ <https://www.jiritu-h.com/> ）にアクセスし、「▶お役立ち情報」を選択するとそれぞれのダウンロードページが見つかります。もしくは下のQRコードを読み取ることで、それぞれのダウンロードページへ飛ぶことができます。



↑「かけはし」のダウンロードページ



↑「防災手帳」のダウンロードページ

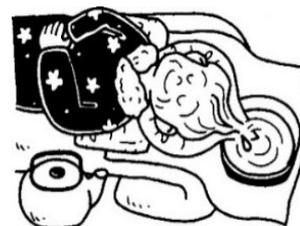
## 11. 在宅サービス

### (1) 訪問理美容サービス

理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行う際の出張費を助成します。

対象者	町内に住所を有し、心身の障がい及び傷病、高齢等の理由により理容院や美容院に出向くことが困難な者で、下記のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1・2級、又は療育手帳Aの交付を受けている単身世帯 ②身体障害者手帳1・2級、又は療育手帳Aの交付を受けている者(以下、「重度心身障害者」という。)のみの世帯 ③重度心身障害者とおおむね65歳以上の者のみの世帯の障がい者 ④重度心身障害者(児)介護手当を受給している障がい者
利用料金	※自己負担が必要です。 カット 2,000円(ただし、丸刈りは1,000円) 顔そり 500円～ シャンプー 1,000円
利用回数	4回/年
訪問条件	訪問時に家族等による付き添いが必要
窓口	保険課

※上記対象者に該当しない方でも、訪問費用を実費負担することで訪問理美容サービスを利用することができますので保険課までご相談ください。



## (2) 重度障害者医療器材購入助成

褥瘡（床ずれ）の治療及び予防のため、医療器材を購入したとき、購入費用の一部を助成します。必ず購入前に申請してください。（購入後の助成はできません）

対象者	次の要件をすべて満たす方 ①身体障害者手帳1級又は2級の方、又は介護保険要介護4又は5の認定を受けた方 ②町内に住所を有し、在宅で所得税が非課税の方 ③下肢若しくは体幹機能に障がいを有する方又はこれに準ずる方 ④知覚、膀胱、直腸障がい若しくはその他の運動機能障がい等を有する方で、現に褥瘡の治療又は予防のため、日常生活において医学的処置を必要とする方
助成品目	創傷被服材、保湿剤、湿潤のための紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡の治療又は予防のために必要な器材
助成額	4,000円/月
窓口	健康福祉課

## (3) 障害者総合支援法以外の家事援助サービス

機関	連絡先	備考
加古郡広域 シルバー人材センター	(079) 437-7386	費用負担あり

詳しくはシルバー人材センターにお問い合わせください。

## (4) くらしサポート事業

住民同士で助け合い、住民間のつながりをつくることを目的とした住民参加型の福祉サービスです。「病院に行きたいけど1人だと不安」「家具を移動させたいけど1人ではできない」「庭を掃除したいけど、足腰が痛くてできない」等、援助を必要としている方に、援助ができる方を紹介し、お手伝いをさせていただく事業です。

**利用料金** 年会費1,000円、800円/時間

**窓口** 播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712

## (5) 移送サービス

車いすを使用する概ね65歳以上の高齢者及び身体障がい者であって、心身の状態により他の交通機関の利用が困難であり、病院や福祉施設に行く際、家庭の移送手段の確保が困難である方の移送を行います。（道路運送法第80条による事業です）

**利用料金** 2kmまでが300円、それ以降1kmごとに100円が加算されます。

**窓口** 播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712



## (8) 住宅改造助成

※工事契約後の申請に対しては、助成できませんので、必ず事前にご相談ください。

対象者	<p>播磨町に住所を有し町税を滞納せず、次のいずれかに該当する方 特別型</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた方がおられる世帯</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けた方がおられる世帯</p> <p>ウ 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた方がおられる世帯</p> <p>※申請は、各年度12月末までにご相談ください。</p>
助成要件	<p>共通要件：簡易耐震診断の実施</p> <p>※昭和56年6月以降に建築された住宅等は不要です。</p> <p>特別型：一般型に規定するような制約はありませんが、住まいの改良相談員等による承認が必要です※所得階層により助成される率が異なります。</p>
改造箇所	浴室・洗面所、トイレ、廊下・階段、居室（対象者用に限る。）、玄関、台所
窓口	保険課・健康福祉課

※住宅改造の助成につきましては、1世帯1回限りの助成になっております。ただし、特別型で、身体の状態が著しく悪くなった場合には再度助成の対象になることがありますので、その際にはご相談ください。



## 12. その他

### (1) 郵便等による不在者投票、点字投票等

身体障害者手帳をお持ちの方で次のような障がいがある方、又は介護保険の要介護状態区分が5の方は、各種選挙の郵便等による不在者投票を行うことができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・両下肢、体幹、移動障がい身体障害者手帳1級又は2級の方</li><li>・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい身体障害者手帳1級又は3級の方</li><li>・免疫、肝臓の障がい身体障害者手帳1級から3級までの方</li></ul>
投票方法	<ul style="list-style-type: none"><li>①郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会（総務課）に申請します。</li><li>②投票用紙請求書に郵便等投票証明書を添付し、選挙管理委員会に送付しますと、郵便等により投票用紙と投票用封筒が送付されます。</li><li>③自宅等で投票用紙に記入後投票用封筒に入れた後、署名をし、郵便で選挙管理委員会に送付します。</li></ul>
窓口	総務課（選挙管理委員会） TEL（079）435-0357

※上記の郵便等による不在者投票ができる方で、さらに上肢、視覚障がい1級の方は、郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用することができます。

（代理記載の方法による投票を行う郵便等投票証明書の交付と代理記載人となるべき者の届出が必要になります。）

### (2) 生活保護の障害者加算

生活保護を受けている方で、身体障害者手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合、生活保護費が加算されます。

健康福祉課もしくは加古川健康福祉事務所生活福祉課（079-421-9308）にお問い合わせください。

### (3) 県営住宅の優先入居

身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A判定からB1判定、精神障害者保健福祉手帳1級から2級所持者の世帯又は障害年金1・2級受給者は優先入居の対象となります。入居申込の際、申し出てください。

神鋼不動産ジークレフサービス（株）明石管理事務所  
TEL（078）913-7766

## (4) 社会復帰のための施策、施設等

### ①精神科デイケア

	東加古川病院	播磨サナトリウム
所在地	675-0101 加古川市平岡町新在家1197-3	675-1121 加古郡稲美町北山1264
連絡先	(079) 424-3111	(079) 492-0278
日時	毎週 月～土曜日 日曜・祝日は休み 9:00～15:00	毎週 月～土曜日 日曜・祝日は休み 9:30～15:30
スタッフ	医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士など	医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士
内容	料理、スポーツ、学習会、季節行事、院外活動等	
費用	費用については各種医療保険と合わせて、自立支援医療制度を利用することができ、医療費は軽減されます。	

### ②福祉ホーム

現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。

対象	家庭環境や住宅事情などの理由により、居家で生活することが困難なもの
内容	居室は個室、食事も自炊することが原則となっています。

利用方法は直接福祉ホームにお問い合わせください。

## (5) 精神障害者社会適応訓練事業

人間関係や環境への適応力、仕事への持久力などを養うため、一定期間協力事業所（職親）に通い社会復帰を目指すものです。

対象	精神科へ通院中で、症状が安定している方 就労に対する意欲があり、家族の理解が得られる方、また主治医が 適当と認めた方
内容	訓練は兵庫県が協力事業所として委託契約を結んだ事業所で行います。訓練終了後、協力事業所は訓練生を雇用する義務はありません。（内容：パン生地の成形、包装等）
期間	原則として6ヶ月以内。必要に応じて2年まで延長可能
窓口	加古川健康福祉事務所 地域保健課 TEL (079) 422-0003

## (6) 精神障害者家族会

精神障がい者を持つ家族が互いに励まし合い、悩みを話し合ったり、病気への正しい認識を深めていきながら、障がい者を支えるための勉強会や交流会をしています。

名称	家族教室（旧：だるま家族会） 平成25年1月設立
住所	加古川市平岡町新在家 1197-3 東加古川病院内
連絡先	(079) 424-2981
活動内容	講演会 交流会
入会	参加費：無料

## (7) 成年後見制度

判断能力が十分でなく、自分で契約などの法律行為を行うことができない方に対し、家庭裁判所が後見人を選任し、選任された後見人がご本人に代わって財産管理や身上保護に関する事務を行います。利用のためには申立てが必要であり、原則本人の住所地の家庭裁判所に申立てを行います。

※申立て費用が必要です。

神戸家庭裁判所姫路支部 TEL (079) 281-2011

神戸家庭裁判所 TEL (078) 521-5221

神戸地方裁判所 TEL (078) 341-7521

神戸地方裁判所姫路支部 TEL (079) 223-2721

※播磨町総合相談窓口において、月2回（10：00～16：00）成年後見に関する相談を行っています。実施日は総合相談窓口にお問い合わせください。

TEL (079) 430-6000



## (8) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスの契約や利用が困難な認知症の方・知的障がい者・精神障がい者の在宅生活を生活支援員が支援します。利用料が必要です。

援助内容	①福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用手続き、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助 ②日常的金銭管理サービス 公共料金の支払い、金融機関での入出金、振り込みや通知書などの確認 ③通帳・印鑑預かりサービス 通帳・印鑑の保管
窓口	播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712 兵庫県社会福祉協議会権利擁護センター TEL (078) 230-9290

## (9) 障がい児・障がい者歯科診療

一般歯科診療で治療が困難な障がいをお持ちの方の歯科診療を行っています。予約が必要です。

対象	加古川市・高砂市・稲美町・播磨町に居住している方 加古川市・高砂市・稲美町・播磨町内の施設に通所している障がい児・障がい者
日時	毎週水・木曜日の13:00~17:00（要予約）
窓口	加古川歯科保健センター TEL:(079)431-6060 FAX:(079)431-6484
所在地	〒675-0053 加古川市米田町船頭5-1



## 13. 貸付

### (1) 兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金貸付事業

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の所持者でその障がいの程度が1、2級に該当する者（児）</li> <li>県内に6か月以上居住している者</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅を改修・改築する経費（バリアフリー工事、浴室改修等）</li> <li>介護関連設備を購入する経費（介護用ベッド等の購入）</li> </ul>
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付限度額／100万円</li> <li>利息／無利息</li> <li>償還期間／6か月据置後6年以内</li> <li>償還／割賦による均等償還</li> <li>1名以上の連帯保証人が必要</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付決定後に着工すること（新築は不可）</li> <li>身体障害者相談員を通じて借入申込書を提出</li> <li>添付書類として、事業計画、見積書、見取図、住民票などが必要</li> </ul>

窓□ 兵庫県身体障害者福祉協会 TEL (078) 242-4620

### (2) 生活福祉資金貸付制度

種類		貸付限度額
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※用途（資金の目的）により、目安となる額・期間が定められています
	緊急小口資金	10万円
教育支援資金	教育支援費	高校 3.5万円以内／月 短大等 6万円以内／月 大学 6.5万円以内／月
	就学支度費	50万円以内
総合支援資金	生活支援費	2人以上の世帯 20万円以内／月 単身世帯 15万円以内／月
	住宅入居費	40万円以内
	一時生活支援費	60万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型	不動産土地評価額の7割
	生活資金	30万円以内／月
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 (集合住宅は5割)

貸付用途や貸付利子、返済期間等は窓口にお問い合わせください。

窓□ 播磨町社会福祉協議会 TEL (079) 435-1712

## 14. 参考

### (1) 所在地一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
播磨町役場	675-0182 東本荘1丁目5番30号	(079) 435-0355	(079) 435-0831
福祉会館	675-0143 宮北1丁目3番5号	(079) 430-6500	(079) 430-6001
総合相談窓口		(079) 430-6000	(079) 430-6001
播磨町社会福祉協議会	675-0147 南大中1丁目8番41号 播磨町福祉しあわせセンター内	(079) 435-1712	(079) 436-5610
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神97-1	(079) 422-0003	(079) 422-7589
加古川健康福祉事務所 (兵庫県東播磨県民局)		(079) 421-1101	(079) 424-9977
県立身体障害者更生相談所	651-2181 神戸市西区曙町1070	(078) 927-2727	(078) 927-2745
県立知的障害者更生相談所	651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3階	(078) 242-0737	(078) 242-0736
兵庫県中央こども家庭センター	673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966	(078) 924-0033
加古川税務署	675-8567 加古川市加古川町木村5-2	(079) 421-2951	-
加古川県税事務所	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神97-1	(079) 421-1101	(079) 421-4732
姫路県税事務所 (自動車取得税審査・納税 証明課)	672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3323	(079) 233-8260	-
ハローワーク (加古川公共職業安定所)	675-0017 加古川市野口町良野1742番地	(079) 421-8609	(079) 422-2613
加古川障害者就業・生活支 援センター(社)加古川はぐ るま福祉会)	675-0002 加古川市山手1丁目11-10	(079) 438-8728	(079) 438-0368
加古川年金事務所	675-0031 加古川市加古川町北在家2602	(079) 427-4740	(079) 421-4138
県立総合リハビリテーショ ンセンター	651-2181 神戸市西区曙町1070	(078) 927-2727	-
(財)兵庫県身体障害者福祉 協会	651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター6階	(078) 242-4620	(078) 242-4260

## (2) シンボルマークについて

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するためにさまざまなマークがあります。全国的に使用されている代表的なマークを紹介します。

マーク	名称	説明
	障害者のための国際シンボルマーク	障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用するだけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合で制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
	身体障害者標識 (身体障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。
	耳マーク	聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。 また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

	<p>オストメイトマーク</p>	<p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。 オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p>	<p>身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上 50 センチメートル程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>
 <p>配布場所：健康福祉課</p>	<p>ヘルプマーク</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p>
 <p>配布場所：健康福祉課</p>	<p>ヘルプカード</p>	<p>緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めえるためのものです。</p>

※ヘルプマーク及びヘルプカードは健康福祉課で配布しています。ご希望の方は窓口にお越しください。

### (3) 身体障害者程度等級表

(太線より上は第1種を、下は第2種を表す。(ただし「乳幼児期以前の運動機能障害」のみ例外あり))

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1両上肢の機能を全廃したものの 2両上肢を手関節以上で欠くもの	1両下肢の機能を全廃したものの 2両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの 3一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4一上肢の機能を全廃したものの	1両下肢の機能の著しい障害 2両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失	1両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3一上肢の機能の著しい障害 4一上肢のすべての指を欠くもの 5一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3一下肢の機能を全廃したものの
4級	1両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1両上肢のおや指を欠くもの 2両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1両下肢のすべての指を欠くもの 2両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3一上肢のおや指を欠くもの 4一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5一上肢の親指及びひとさし指の機能の著しい障害 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1一上肢のおや指の機能の著しい障害 2ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1一上肢の機能の軽度の障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3一上肢の手指の機能の軽度の障害 4ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の軽度の障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4一下肢のすべての指を欠くもの 5一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

種別	肢体不自由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸 若しくは小腸・肝臓の機能障害若しくは免疫機能障害								
	体幹	脳病変による運動機能障害 上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能障害により自己の身の日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						肝臓の機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級			不随意運動・失調等により移動機能が劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
<p>備考</p> <p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの等級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢において腋窩より大腿ににおいて坐骨結筋の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>										

## (4) 日常生活用具対象品目

下線部は介護保険制度対象用具です。

種目	品目	対象となる用具の性能	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	<u>特殊寝台</u>	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの(マットレス、サイドレール及びベッドテーブル等の付属品を含む)	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上	154,000円	8
	<u>特殊マット</u>	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(防水マットを含む。)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)又は、療育手帳A判定のもの 障害児は下肢又は体幹機能障害2級以上又は療育手帳A判定のもの	19,600円	5
	<u>特殊尿器</u>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	67,000円	5
	<u>入浴担架</u>	障がい者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	82,400円	5
	<u>体位変換器</u>	介助者が障がい者・児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	15,000円	5
	<u>移動用リフト</u>	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く) (エレベーター及び住宅改修に係る部分を除く。)	下肢又は体幹機能障害2級以上	159,000円	4
	<u>訓練いす</u>	原則として付属のテーブルを使用して、食事等の日常生活動作の訓練ができるもの ※ただし、18歳未満のみで、補装具に該当するものを除く	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上	33,100円	5
自立生活支援用具	<u>入浴補助用具</u>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの(住宅改造を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	90,000円	8
	<u>便器</u>	障がい者・児が容易に使用できるもの(腰掛式便座、補高便座又は移動式便器であって、住宅改造を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害2級以上	4,450円 手すり 5,400円	8
	<u>頭部保護帽</u>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(原則耳を覆うもの) A スポンジ、革を主材料に製作(オーダーメイド) B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作(オーダーメイド)	下肢、体幹又は平衡機能障害であって、起立・歩行時に頻繁に転倒する者又は療育手帳A判定の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	レディメイド 12,160円 A…15,200円 B…36,750円	3
	<u>T字状・棒状のつえ</u>	木材又は軽金属でできており、十分な強度を有するもの(片側の使用のみで十分なもの)	下肢、体幹又は平衡機能障害であって、歩行障害があり、支持が必要な者	木材… 2,200円 軽金属… 3,000円	3

自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	次のような性能を有する手すり、スロープ等（住宅改修を伴うものを除く。） ア 障がい者・児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	60,000 円	8
	特殊便器	足踏ペダル等で温水温風を出せるもの 知的障がい者・児を介護している方が容易に使用できるもので温水温風を出せるもの（洗浄機能付便器）	上肢障害2級以上又は療育手帳A	151,200 円	8
	火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（住宅改修を伴うものを除く）※2階以上の戸建て住宅は3個まで、その他の住宅は2個まで	障害等級2級以上又は療育手帳A（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	15,500 円	8
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	同上	28,700 円	8
	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は療育手帳A判定の者で、18歳以上の知的障害者	41,000 円	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上	12,000 円	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（住宅改修を伴うものを除く）	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400 円	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500 円	5
	吸入器（ネブライザー）	障がい者・児が容易に使用し得るもの	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	36,000 円	5
	電気式たん吸引器	障がい者・児が容易に使用し得るもの	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	56,400 円	5
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	10
	音声体温計	障がい者・児が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000 円	5
	音声体重計	障がい者・児が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000 円	5
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500 円	5

携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの(ソフトウェアをインストールすることにより同様の機能を生じさせる携帯型の機器、ソフトウェア、周辺機器を含む)	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	98,800円	5
情報・通信支援用具	情報機器(パーソナルコンピュータ等)を使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器(大型キーボード、ジョイスティック等)やソフトウェア(文字の音声化、拡大及び入力文字の音声化ソフト等)で、障がい者・児が容易に使用できるもの又はテレビが聞けるラジオ	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	100,000円以上	5
地デジ対応ラジオ	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信できるもの	視覚障害者2級以上の者	29,000円	6
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められるもの	383,500円	6
点字器	点字で文字を打つためのもの(点筆を含む)	視覚障害者	10,400円	5
点字タイプライター	障がい者・児が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	63,100円	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、障がい者・児が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者・児が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上	99,800円	6
音声ICタグレコーダー	取り付けたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能なもの等であって、障がい者・児が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の者	59,800円	6
視覚障害者用読書器	装置を印刷物等の上に置くことで、モニターへの拡大や音声等により印刷物等の内容が理解でき、障がい者・児が容易に使用できるもの	視覚障害者であって、本装置により文字を読むことが可能になるもの	198,000円	8
視覚障害者用時計	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読 10,300円 音声 13,300円	10
聴覚障害者用通信装置(ファックス)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者・児が容易に使用できるもの	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	40,000円	5

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者・児が容易に使用できるもの	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900円	6
	人工喉頭	笛式…音源は気管孔から呼気によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き、構音化するもの 電動式…発振器を顎下部や頸部の皮膚にあて、音源を経皮的に口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出者又は発声・発語に著しい障害を有する者	笛式 5,000円	4
				電動式 70,100円	5
	人工内耳対外部装置（スピーチプロセッサ）	現に装用する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、障がい者・児が容易に使用できるもの	現に人工内耳を装用している聴覚障害者等で、装用後5年が経過する者のうち人工内耳対外部装置の買い換えについて医療保険等による給付を受けることができないもの	200,000円	5
点字図書	点字により作成された図書（雑誌を除き、年間6タイトル又は24巻を限度とする）	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	町長が必要と認められた額		
排泄管理支援用具	ストーマ装具	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋（畜便袋）、密閉型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（蓄尿袋）とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので、別表第3に掲げる衛生用品を含む	ストーマ造設者又は腎臓若しくは膀胱瘻により尿を排泄する者（この場合において、腎臓又は膀胱瘻により尿を排泄する者は尿路系を給付するものとする。）	蓄便袋（1か月） 8,858円  蓄尿袋（1か月） 11,639円	
	紙おむつ等	ストーマ用装具に代わるもの（紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品） ※ストーマ用装具との併給不可	高度の排便機能障害を有する者、二分脊椎症により直腸機能障害及びぼうこう機能障害のある者又は脳原性運動機能障害を有し意思表示困難な者であって、3歳以上の者	（1か月） 12,000円	
	収尿器	体に固定して尿をためておくためのもの（採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの） ※男性用及び女性用、普通型及び簡易型により基準額が異なる	高度の排尿機能障害 男性用 A 普通型（ラテックス製又はゴム製） B 簡易型（ラテックス製又はゴム製） 女性用 A 普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの） B 簡易型（ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付）	A 7,700円 B 5,700円 A 8,500円 B 5,900円	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって、障害者手帳3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	200,000円	—

(注)

- 1 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。
- 2 表中の「準ずる世帯」とは、障害者本人以外の全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯をいう。なお、ここで述べる世帯とは、住民票上の世帯ではなく、同一敷地内で生活を共にする単位をいう。  
ア 18歳未満である者

- イ 介護保険法に基づく介護認定により、要介護1以上に認定される者
- ウ 就労・就学のために日中外出している者
- エ その他町長が特に必要と認めたる者

- 3 高度の排便機能障害の者とは、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ用装具を装着できない者、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する者、又は難病患者等であって排便機能障害があると医師が診断した者をいう。
- 4 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

別表第3

1	皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
2	皮膚保護パウダー
3	皮膚保護ウエハー
4	固定用ベルト
5	サージカルテープ
6	コンベックス・インサート（密着型）
7	剥離剤（リムーバー）
8	皮膚皮膜剤（スキンバリア）
9	レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）
10	ナイト・ドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）
11	パウチカバー
12	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
13	消臭剤（パウチの中に入れて使用）
14	ストーマ用洗浄用品
15	洗腸装具（ストーマと併用する場合）
16	高分子凝固剤（パウチの中に入れて使用）
17	入浴用パウチ（入浴用パッド）
18	排泄後の処置用品（ガーゼ、洗浄綿、滅菌綿棒）
19	その他皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装着密着などのために使用する用品

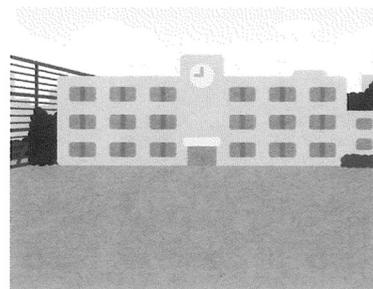
難病患者 下線部は介護保険制度対象用具です。

種目	品名	対象となる用具の性能	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	<u>特殊寝台</u>	腕腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの（マットレス、サイドレール及びベッドテーブル等の付属品を含む）	寝たきりの状態にある者	154,000 円	8
	<u>特殊マット</u>	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの（防水マットを含む。）	寝たきりの状態にある者	19,600 円	5
	<u>特殊尿器</u>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない者	67,000 円	5
	<u>体位変換器</u>	介助者が障がい者・児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある者	15,000 円	5
	<u>移動用リフト</u>	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）（エレベーター及び住宅改修に係る部分を除く。）	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000 円	4
	<u>訓練用ベッド</u>	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200 円	8

自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの(住宅改造を伴うものを除く)	入浴に介助を要する者	90,000 円	8
	便器	障がい者・児が容易に使用できるもの(腰掛式便座、補高便座又は移動式便器であって、住宅改造を伴うものを除く。)	常時介助を要する者	4,450 円 手すり 5,400 円	8
	T 字状・棒状のつえ	木材又は軽金属でできており、十分な強度を有するもの(片側の使用のみで十分なもの)	歩行障害があり、支持が必要な者	木材 2,200 円 軽金属 3,000 円	3
	移動・移乗支援用具	次のような性能を有する手すり、スロープ等(住宅改修を伴うものを除く。) ア 障がい者・児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	下肢が不自由な者	60,000 円	8
	特殊便器	足踏ペダル等で温水温風を出せるもの(洗浄機能付便器)	上肢機能に障害のある者	151,200 円	8
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円	8
在宅療養等支援用具	吸入器(ネブライザー)	障がい者・児が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	36,000 円	5
	電気式たん吸引器	障がい者・児が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	56,400 円	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	5
住宅改修費	居室生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000 円	—

# はまなす

まわりの子と違うような気がする  
言葉の遅れが気になる  
子育てが辛い  
困り感を抱えていませんか？  
話し合える仲間があなたを待っています



～定例会（悩み相談）～

\*場所：播磨町福祉会館

\*日時：第1金曜日

10時～12時

（日時は変更することもあります）

\*年会費：1000円

\*活動内容：教育委員会の説明会、外部との交流、クリスマス会 など

現在37名が在籍

発達障害の保護者が多く在籍  
知的障害、脳性マヒ、ダウン  
症、難病、肢体不自由、  
さまざまな障がいをもつ子どもたちのことを気楽に話しあっています

医療・福祉・学校（幼・保）

・療育の情報交換もできます

## はまなす

心身障がい児（者）医療・福祉・教育を考える親の会

♪連絡先♪

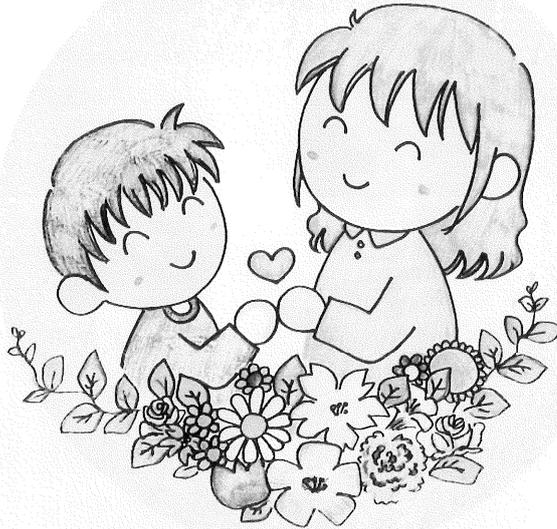
代表 西村 尚美

090-1076-4572

domu0130ayano@gmail.com

# はまなす

～ひとりで悩まないでね～



まわりの子と違うような気がする  
言葉の遅れが気になる  
子育てが辛い  
困り感を抱えていませんか？  
話し合える仲間があなたを待っています

## 定例会

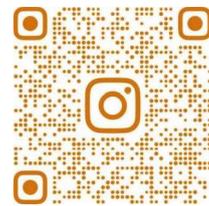
場所 : 播磨町福祉会館  
日時 : 第一金曜日 10時～12時  
(日時は変更することもあります)  
年会費 : 1000円  
活動内容 : 毎月の定例会  
教育委員会の説明会  
会員同士の懇親会  
夏休みの勉強会  
クリスマス会など

## 活動内容

現在37名が在籍  
発達障害・知的障害・脳性麻痺・ダウン症  
難病・肢体不自由、様々な障害を持つ  
子どもたちのことを話し合っています  
医療・福祉・学校(幼稚園・保育園)・療育の  
情報交換もできます

はまなす

心身障がい児(者)医療・福祉・教育を考える親の会



## 育成会の活動

### 【つどう・相談】

親睦会  
知的障害者相談

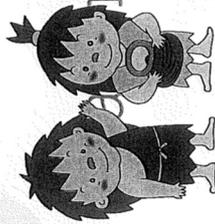
### 【まなぶ】

zoomなどでの  
WEB研修・講座



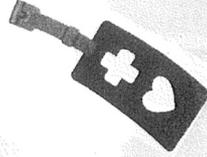
### 【たのしみ】

バス旅行  
クリスマス会  
ポーリング大会  
田植え・いもほり  
映画観賞会



### 【啓発】

おしらせ  
啓発活動



## 手をつなぐ育成会とは

「育成会」は1952年に知的障害を持つわが子の幸せを願う3人のお母さんの呼びかけにより作られました。各都道府県にも育成会が結成され障害者の権利を守る活動をしています。

現在は先人の想いを大切に引き継ぎながらWEB研修会など新しい時代に合わせた活動にも挑戦しています。

## 沿革

- 昭和46年4月 播磨町手をつなぐ親の会発足
- 昭和55年4月 東播磨地区手をつなぐ親の会発足
- 昭和56年10月 「ゆうあい園」開設  
(播磨町社会福祉協議会運営)
- 昭和61年10月 第1回東播磨手をつなぐ親の会運動会開催  
(以降毎年開催)
- 平成元年10月 東播磨手をつなぐ親の会  
東播磨身体障害者スポーツ大会を  
東播磨県民局との共催で開催  
(以降毎年開催・平成15年3月終了)
- 平成3年10月 東播磨・北播磨手をつなぐ親の会共催で  
「ふれあいの旅」開催
- 平成15年10月 石ヶ池パークセンターで管理委託  
喫茶運営開始 (令和2年9月終了)
- 平成20年7月 播磨町手をつなぐ親の会から  
播磨町手をつなぐ育成会に名称変更  
東播磨地区手をつなぐ親の会から  
東播磨地区手をつなぐ育成会に名称変更
- 令和2年10月 事務所をゆうあいプラザに移転

## 入会のおさそい

**正会員：3,000円（年会費）**

正会員数 47名（2022年7月現）

**賛助会員：年間3,900円**

毎月、情報・交流誌「手をつなぐ」をお届けします。

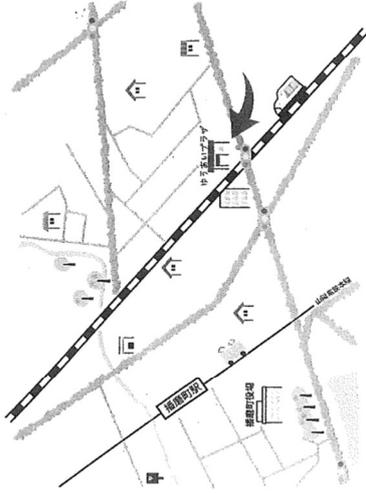
※全国手をつなぐ育成会連合会に直接申込み、  
配送をうけられる方は、4,100円になります

寄付金・賛助会員を募集しています

会の円滑な運営と事業の実施に  
温かいご支援とご協力をお願いします



## 播磨町 手をつなぐ育成会



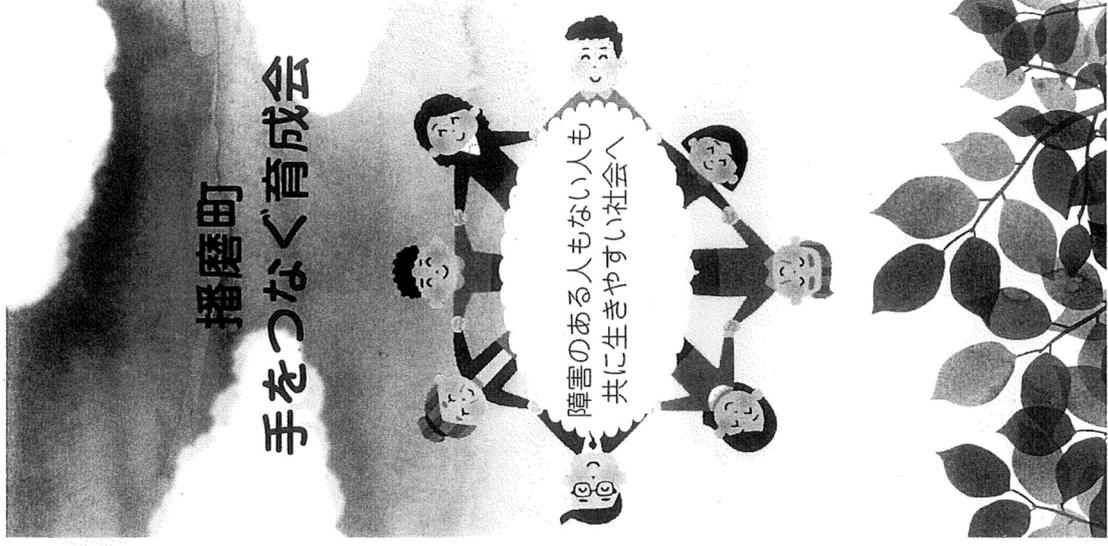
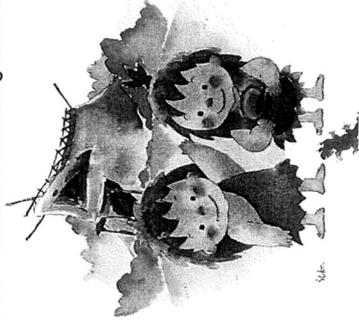
【事務所】

兵庫県加古郡播磨町南野添1丁目23-7

ゆうあいプラザ2階和室

TEL：090-7098-3288（近野）

MAIL：ikuseikaiharima@gmail.com



播磨町 健康福祉課 障害福祉係

〒675-0182

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL (079) 435-2361

FAX (079) 435-0831